

第4次

西都市地域福祉計画・西都市地域福祉活動計画

「第1次西都市再犯防止推進計画」

令和7～11年度



みんなで支え合う地域福祉のまち・西都

令和7年3月

西 都 市

西都市社会福祉協議会

目 次

第1章 序論	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 本計画及び関連計画の期間	2
4 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性	3
第2章 西都市の現状	4
1 市域の概要	4
2 人口の動向	5
3 要介護認定者等の状況	7
4 生活困窮者の相談者数	7
5 在留外国人の状況	8
6 コミュニティ組織の状況	8
7 地域福祉に関するアンケート調査結果	11
第3章 第3次計画の推進状況	26
【基本目標1】地域共生社会づくりの推進	26
【基本目標2】つながる安心社会づくりの推進	33
【基本目標3】時代に合わせた新たな仕組みづくりの推進	43
第4章 計画の基本的な考え方	48
1 基本理念	48
2 基本目標	48
3 施策の体系	49
4 分野別施策の推進	50
【基本目標1】地域共生社会の実現に向けた体制づくり	50
【施策1】「我が事」意識の醸成	50
【施策2】人材の育成と相談・支援機関等のネットワーク化	51
【施策3】包括的な相談支援の推進	55
【基本目標2】地域共生社会を支えるつながる安心づくり	59
【施策1】小地域福祉活動の活性化	59
【施策2】市民活動・ボランティア活動の活性化	60
【施策3】災害に強い地域づくりの推進	62
【施策4】公的福祉サービスの安定的な提供	63

【施策 5】権利擁護の推進	66
【基本目標 3】多様な課題に応える重層的支援体制の構築	68
【施策 1】多様な地域課題への対応	68
【施策 2】担い手・財源の有効活用方策の検討	70
【施策 3】多分野・多職種協働の体制づくり	72
5 市民の役割と数値目標	74
【基本目標 1】地域共生社会の実現に向けた体制づくり	74
【基本目標 2】地域共生社会を支えるつながる安心づくり	75
【基本目標 3】多様な課題に応える重曹的支援体制の構築	77
第 5 章 第 1 次西都市再犯防止推進計画.....	78
1 計画策定の趣旨	78
2 計画の法的根拠と位置づけ	78
3 主な取り組み	79
第 6 章 計画の推進	81
1 協働による計画の推進	81
2 P D C A サイクルによる評価実施	82
3 計画の普及・啓発活動	82
4 連携体制の強化	83
5 推進体制の強化	83
資料編	84
1 西都市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要領	84
2 第 4 次西都市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員名簿	85

第1章 序 論

1 計画策定の目的

少子高齢化の進行や雇用環境、ライフスタイルの変化等を背景として、ひとり暮らし高齢者の孤独死、子育てに悩む保護者の孤立、児童や高齢者、障がいのある人に対する虐待や自殺等に加えて、引きこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー等、複合的な課題が顕在化し家庭や地域での相互扶助機能が低下してきているといわれています。

更に、わたくしたちは、新型コロナウィルスという新興感染症の世界的流行により、感染症防止対策のための新しい生活様式が求められ、人の接触やかかわり方が見直され制限されました。

かつての地縁と呼ばれる地域住民のつながりは薄れ、現在、社会とのかかわりを避け、孤立して生活している人が増加するとともに、地域における様々な活動や支援の担い手の確保が難しくなってきています。

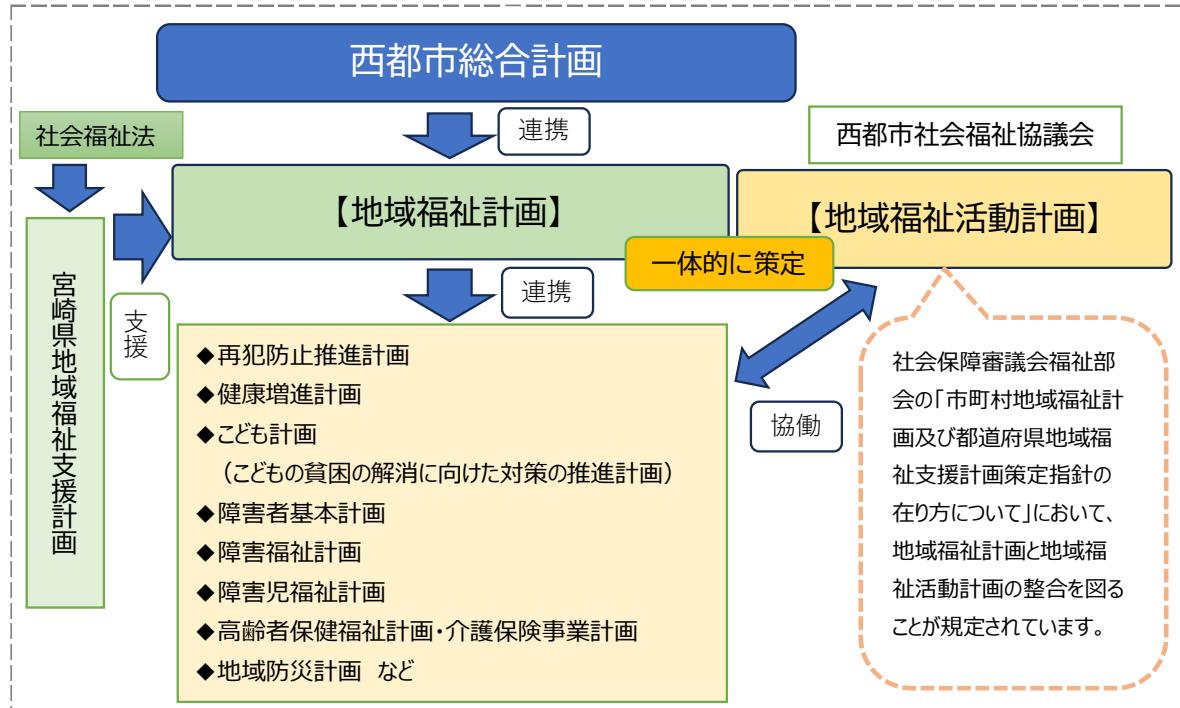
国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて「我が事」として人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

また、SDGs達成のための国の取り組みも進められており、全ての人が安全で安心して暮らすことのできる「誰一人取り残さない」社会をつくることは、全世界的な目標であり、まさに地域福祉の目標でもあります。そのような中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、行政の福祉制度によるサービスと、住民主体の地域福祉活動が垣根を越えて連携していくことが求められています。

本市では、令和6年度末に「第3次西都市地域福祉計画・西都市地域福祉活動計画」の計画期間が終了することから、社会経済環境の変化や、社会福祉法の改正等、国や宮崎県の動向を踏まえるとともに、住民をはじめ関係機関や地域団体等との協働を進め、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、地域の様々な生活課題の解決に向けて取り組みを一層推進していくため、市と西都市社会福祉協議会（以下、市社会福祉協議会という。）において、「第4次西都市地域福祉計画・西都市地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

2 計画の位置づけ

地域福祉計画は、改正社会福祉法に基づき、地域における高齢者、障がい者、子どもなど、福祉に関して、共通して取り組むべき事項を定めた計画として位置づけられており、市社会福祉協議会の地域福祉活動計画はじめ、個別の福祉関連計画や宮崎県地域福祉支援計画とも整合性を図りながら策定します。



3 本計画及び関連計画の期間

計画期間は、令和7～11年度までの5年間とし、国の政策動向や西都市・市社会福祉協議会の取り組みの状況により、必要に応じて隨時見直しを行います。

計画区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域福祉計画・地域福祉活動計画		第4次西都市地域福祉計画・地域福祉活動計画				
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	西都市第十次高齢者保健福祉計画・第九期介護保険事業計画					
障害者基本計画	西都市障害者基本計画					
障害福祉計画・障害児福祉計画	第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画					
子ども計画 (子どもの貧困の解消に向けた対策の推進計画 包含)		西都市子ども計画				
健康増進計画		健康日本21(第3次)西都市計画～令和18年度				

4 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性

SDGsとは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。

SDGsでは、「誰一人取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能でよりよい世界を目指すために17の目標と169のターゲットが掲げられています。

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という考え方とは、市民一人ひとりが「我が事」として「丸ごと」つながることで、主体的に取り組み、それを地域全体で支える「地域共生社会」の実現を目指す本計画の目指すべき姿と一致するものです。

本計画に掲げる各事業を推進するにあたっては、SDGsを意識し、地域や関係団体などと連携のもと市民の最善の利益が実現される社会を目指します。



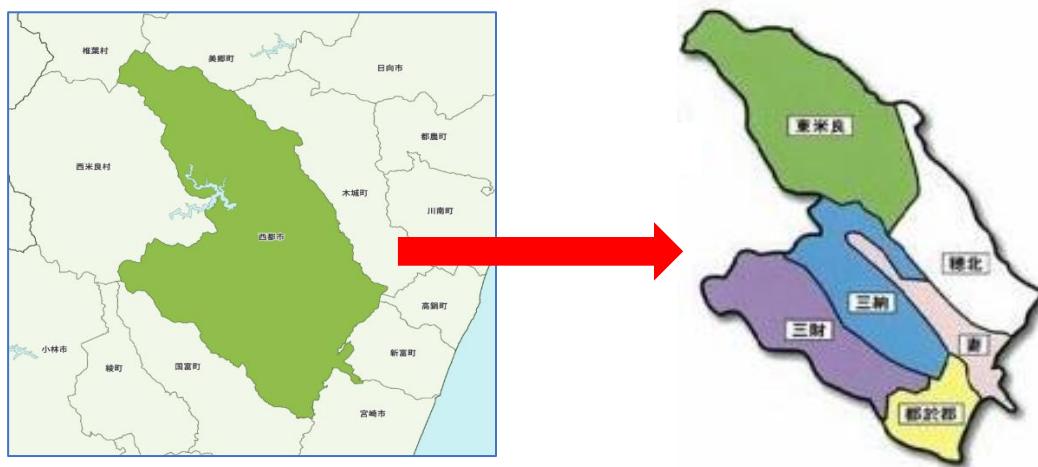
出典：国際連合広報センター

第2章 西都市の現状

1 市域の概要

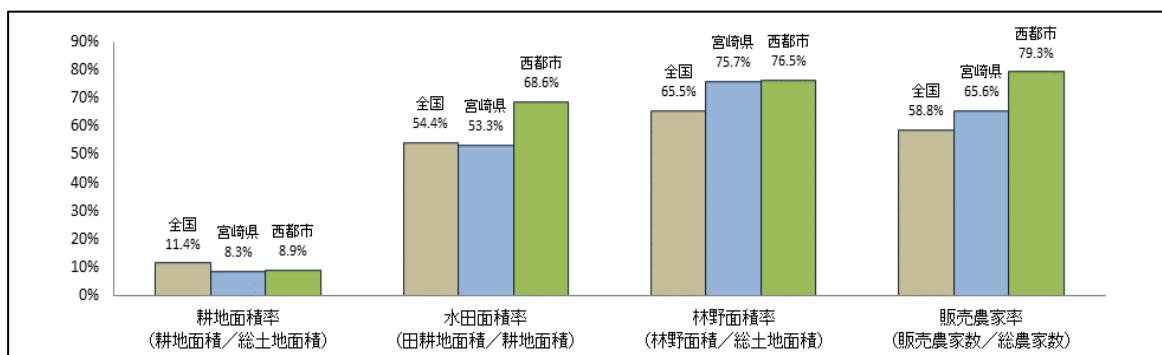
西都市は、宮崎県の中央部、県都宮崎市から約25kmに位置する総土地面積438.7km²の田園都市です。日本最大の古墳群で著名な「西都原」を中心に古くから栄えた本市は、昭和30年に妻町と上穂北村が合併して西都町として発足し、昭和33年にその西都町と都於郡村・三納村が合併して西都市として市政施行、その後、昭和37年に三財村、東米良村を編入し現在の西都市となっています。

【西都市の位置図と沿革】



令和4年度の国勢調査結果から、林野面積33,575ha、耕地面積3,920ha、田耕地面積2,690ha、畑耕地面積1,230haと、温暖な気候と肥沃な土壌に恵まれた西都市は、ピーマン、だいこん、きゅうりなどの野菜や、米、さつまいも、茶、果樹などの生産のほか、肉・乳用牛、豚、鶏などの畜産や、林業、内水面漁業も営まれており、とりわけ水田面積率や販売農家率も国・県と比較しても高く、1,124戸あり、販売農業の令和4年度の農業産出額は約284億5千万円と、本県の食料基地の一角を担う営農地域となっています。

また、農産物・木材の集散地として妻地域に中心市街地が形成され、官公庁や商業施設、学校などが集積するほか、西都原運動公園は、プロ・アマ・スポーツ団体を問わず、キャンプ地として知られています。

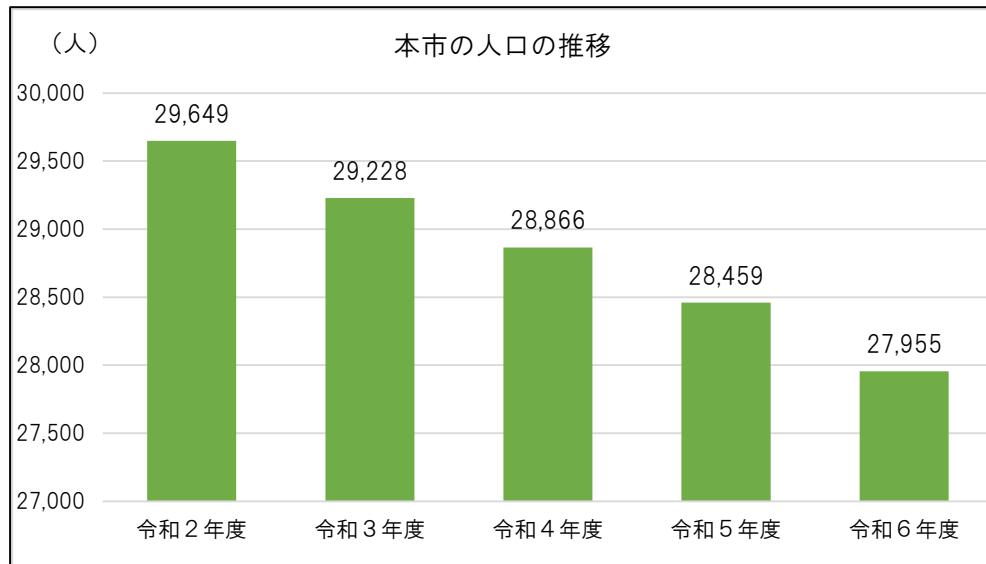


2 人口の動向

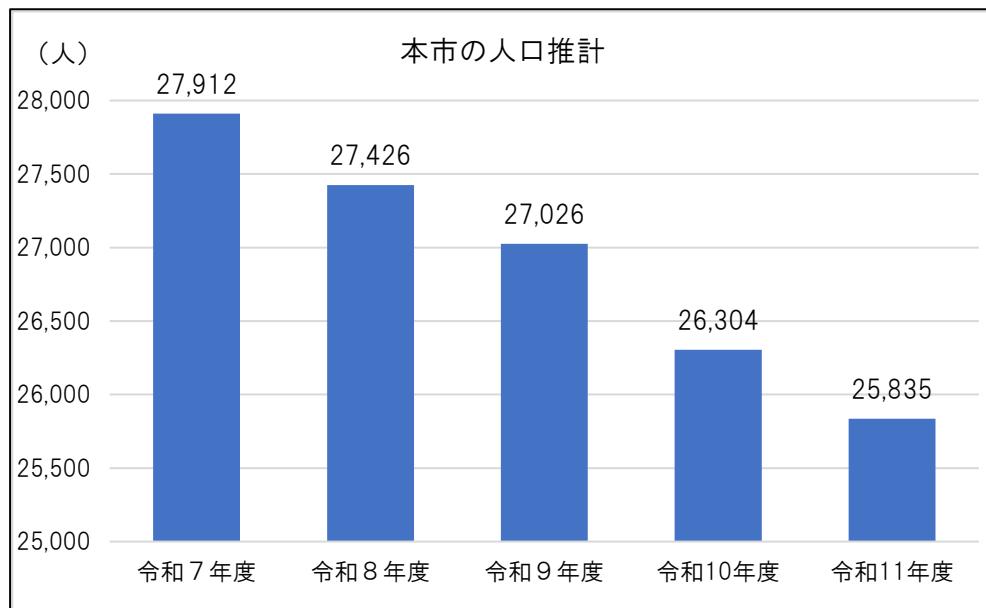
(1) 総人口の推移と推計

本市の総人口は、令和2年度29,649人から令和6年度は27,955人となり、1,694人減少しています。令和7年度以降の人口はコーホート変化率法[※]に基づき将来推計をしています。同様に減少傾向です。

【総人口及び人口の推移】



出典：住民基本台帳（令和6年4月1日現在）



※コーホート変化率法：各コーホートについて、過去の実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。変化率算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも人口変動が予想されない場合等にこの方法を用いることができます。

(2) 年齢階層別人口の推移と推計

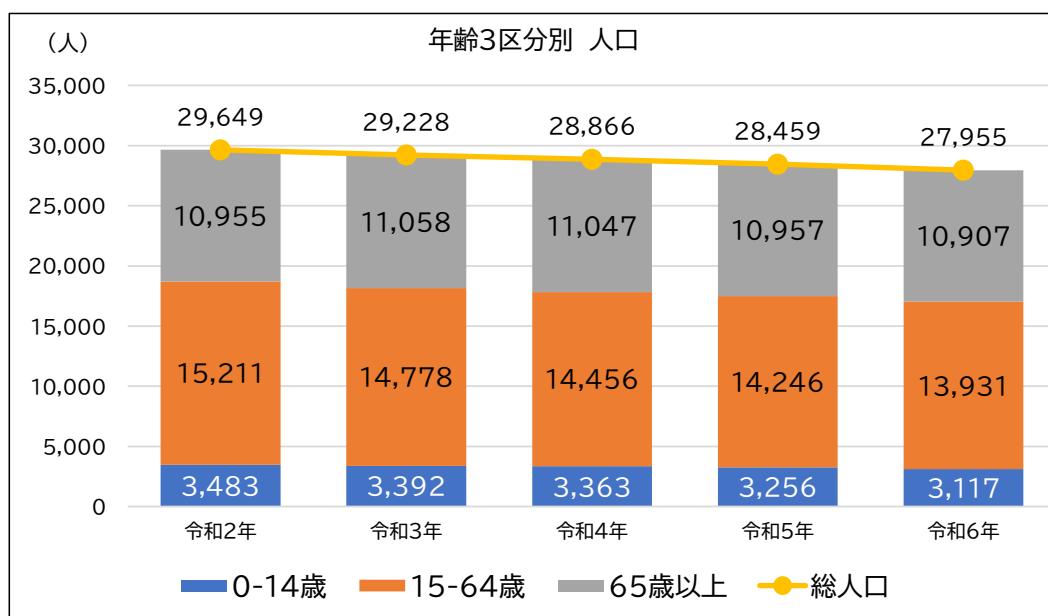
令和6年4月1日現在の本市の総人口は27,955人です。

令和2年からの推移をみると、本市の総人口は減少傾向にあります。年齢3区分別においても3区分すべて減少傾向です。

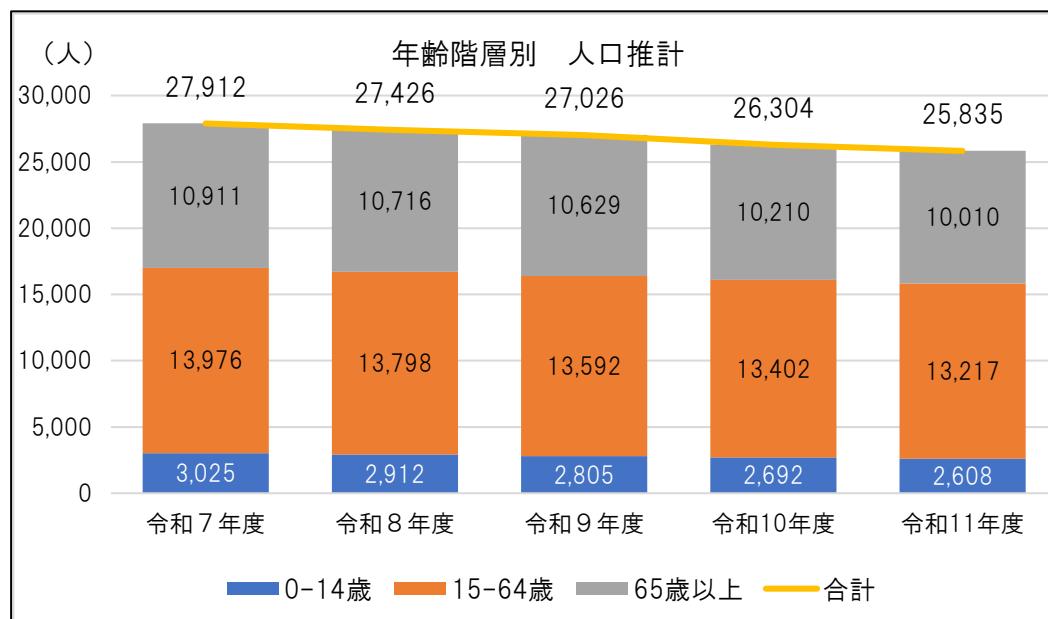
年齢3区分別人口の割合は、年少人口11.2%、生産年齢人口49.8%、高齢者人口39.0%です。

令和6年4月1日において令和7年度以降の将来推計もコーホート変化率法に基づき将来推計を行っており、同様に年少人口、生産年齢人口の減少が多くなっています。

【総人口及び年齢3区分別人口の推移】



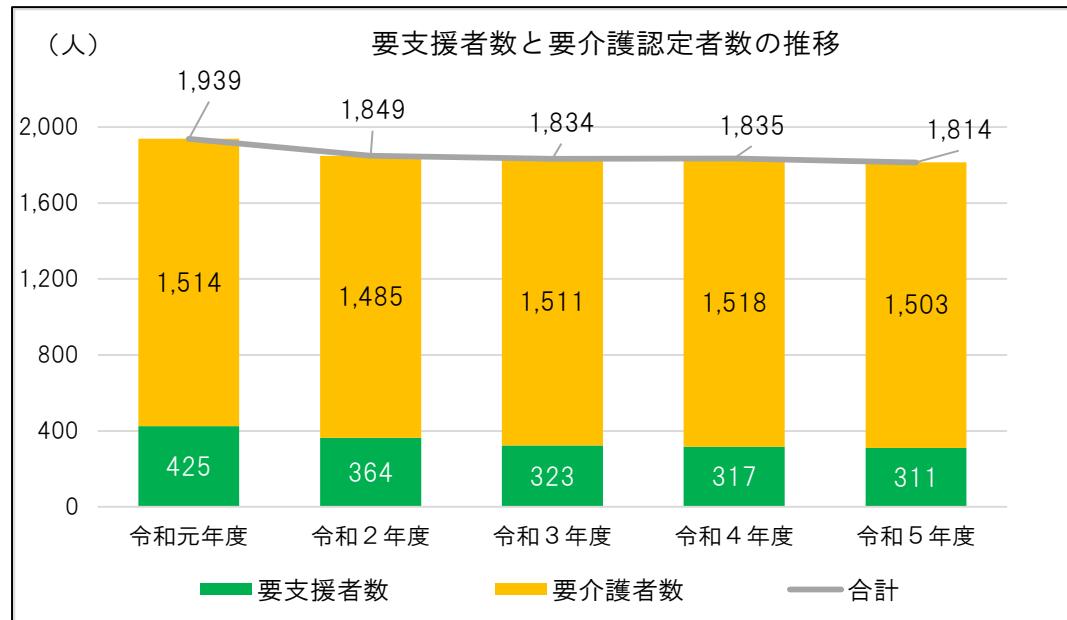
出典：住民基本台帳（令和6年4月1日現在）



3 要介護認定者等の状況

令和元年度から令和5年度までの要支援・要介護者数の推移は、全体で125人減少しています。

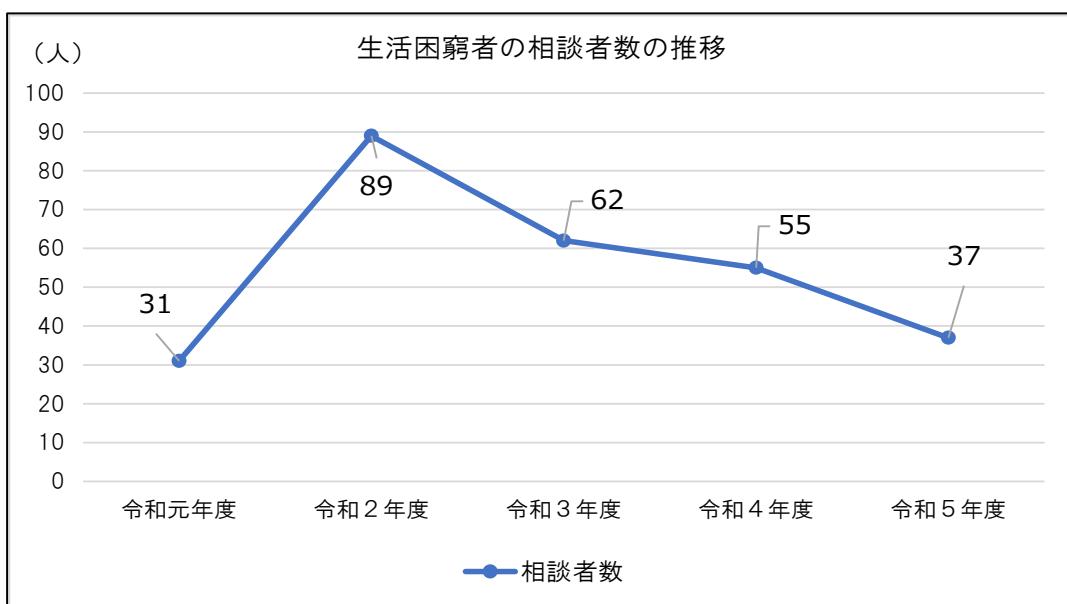
要支援者は毎年減少傾向にあります、要介護者は年度により増減があり、ほぼ横ばいの状況です。



出典：地域包括ケア見える化システム（各年10月1日現在）

4 生活困窮者の相談者数

生活困窮者の相談数は、令和2年度の89人をピークに減少傾向で、令和5年度には37人となっています。

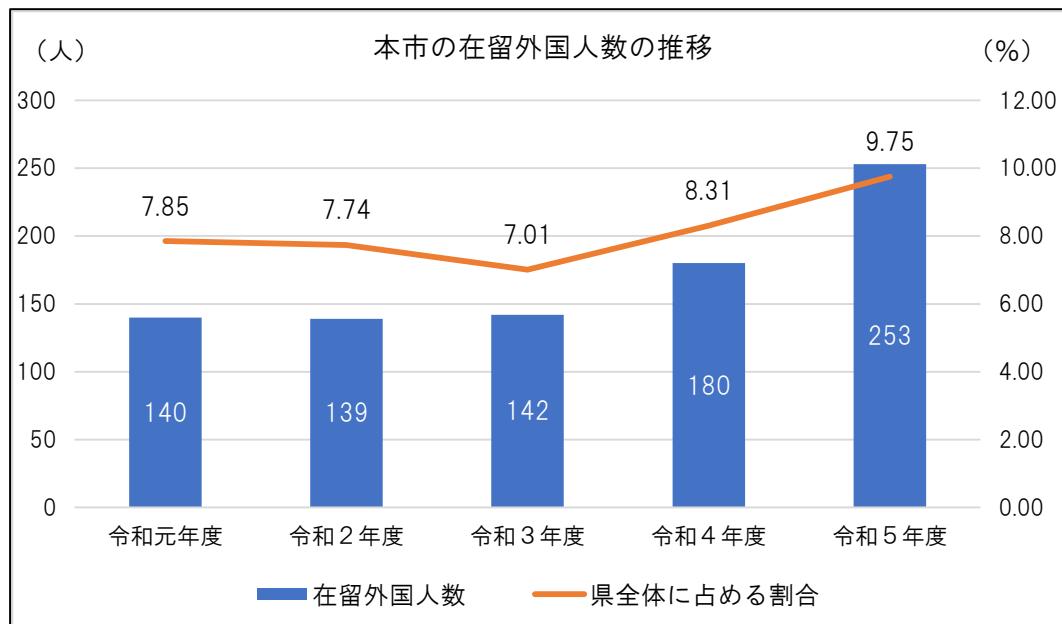


出典：市福祉事務所

5 在留外国人の状況

本市の在留外国人数の推移は、令和元年度 140 人から令和 5 年度は 253 人と 113 人増加しています。特に令和 3 年度以降の増加が目立ちます。

県内の在留外国人割合は令和 3 年度 7.01% から令和 5 年度は 9.75% に増加しています。



出典：法務省「在留外国人統計」（各年 12 月 31 日現在）

6 コミュニティ組織の状況

本市では、昭和の市町村合併を機に、5 つの支所と 70 の行政区（自治会）が組織され、今日の住民自治の基本単位となっています。

一方、並行して昭和 40 年代以降、宮崎県教育委員会が中心となって公立公民館・自治公民館活動が振興され、本市においても 6 市立公民館・地区館、127 自治公民館（他に活動のみで施設が無いもの 3 ）を拠点に、地区での自主的な学習活動が展開されるとともに、県公民館連合会での表彰など、広がりを持った活動として継続されています。これに加え、昭和の終わり頃から平成の初め頃に、全国社会福祉協議会による小地域福祉ネットワークづくりの運動が始まり、本市においても 63 区福祉推進会が組織され、区福祉推進会では概ね 30 世帯に 1 名の福祉協力委員が委嘱され、区福祉推進会長や民生委員児童委員などとともに小地域福祉活動を行っています。

さらに、平成 10 年代になると、阪神・淡路大震災などにより「市民活動」（N P O 活動）の社会的意義が高まり、本市においても、平成 19 年に市民活動促進の拠点として「西都市市民活動支援センター」を設置するとともに、7 つの地域づくり協議会が組織され、複数の部会が行政と協働で地域づくり事業を企画・推進しています。このほか、西都市には、神社の氏子組織に由来する互親組など、伝統あるコミュニティ組織も今に受け継がれています。

【西都市の行政区の一覧】

地区	区番号	所管区域
妻	1	清水
	2	鳥子、田中（県道高鍋高岡線以西）
	3	田中（県道高鍋高岡線以東）
	4	下尾筋
	5	上尾筋、国分、上宮、松田
	6	上山路、下山路、寺原
	7	石貫
	8	法元、寺崎
	9	新町1丁目・2丁目、上町1丁目・2丁目、上妻
	10	酒元
	11	中妻1丁目・2丁目
	12	水流崎町、旭1丁目・2丁目、白馬町、東旭
	13	聖陵町1丁目、御舟町1丁目、桜川町1丁目、妻町3丁目、妻町1丁目・2丁目（平助通以西）
	14	聖陵団地、諏訪
	15	聖陵町2丁目、御舟町2丁目、桜川町2丁目、小野崎1丁目（妻北地区）
	16	中央町1丁目・2丁目、妻町1丁目・2丁目（平助通以南）、有吉町1丁目・2丁目・3丁目（有吉通以北）
	17	有吉町1丁目・2丁目・3丁目（有吉通以南）下妻
	18	平田、矢生町の一部
	19	小野崎（妻南地区）矢生町の一部
	20	右松町
	21	右松村、栗野
	22	園元、三日市
	23	赤池、今井
	24	岡富、四日市
	25	黒生野
	26	現王島
	27	大口川、柳迫、春日、新開
	28	山角
	29	調殿
	30	童子丸
穂北	1	杉安町・杉安村
	2	椿原、坂江
	3	島内村、永谷
	4	島内町
	5	立野
	6	中須、下水流
	8	千田、城平
	9	山島津、山城、串木
	10	牛掛、囲、千畠、杉尾
	11	上野、原無田、茶臼原上、茶臼原中、茶臼原下
	12	椎原
	13	津々志、平ヶ八重
	14	北陵

三納	1	松本、湯牟田、笠原、永野、宮田、島田
	2	札之元、赤目、志戸、長谷場
	3	麓、平城、長谷
	4	向井町、吉田、九流水、岩戸、岩下、小谷、清水兼
	5	原田、平野
	6	竹の内、樺野、鳶野、高三納、法連寺、
	7	井上、原口、宮尾、古城、中村、下村、宮ノ下
都於郡	1	都於郡町
	2	土中西、高屋、原向
	3	坂の下、青山、霧島、深長、中村
	4	受関、馬繼谷、潮、筑後
	5	黒貫、岩爪
	6	長園、八木佐野、今市、茶屋
	7	荒武、山田、川原
	8	上沖、下沖、中山
三財	1	下加勢、久米田、八双田、戸敷、井尻、前原、藤田
	2	亀塚、川原田、月中、並木
	3	大島、岩崎、若宮、恵美須
	4	古城、石野田、門田、諏訪、外原
	5	観音寺、小森、上宮、牧野、岩井谷、小野
	6	仁田脇、囲、元地原、雷野、田野、長迫、百井、桟敷野、元山、水喰
	7	福王寺、堂山、小豆野、歩坂、谷川、中村、金倉
	8	石尾、加勢
東米良	1	上揚、銀鏡
	2	八重、中尾
	3	小椎葉、小八重、吐合、小中尾、尾八重、湯之久保、岩井谷、柏葉、片内

資料：西都市市政連絡区長設置規則（昭和 38 年）

【西都市地域づくり協議会の設立の経過】 【西都市の支所の一覧】

所轄区域	設立年度	名称	所轄区域
三納地域づくり協議会	平成 19 年度	三納支所	大字三納 平郡
穂北づくり協議会	平成 21 年度	穂北支所	大字南方 穂北
都於郡地域づくり協議会	平成 21 年度	都於郡支所	大字都於郡町 岩瓜 鹿野田 荒武 山田
三財地域づくり協議会	平成 21 年度	三財支所	大字上三財 下三財 藤田 加勢 寒川
東米良地域づくり協議会	平成 21 年度	東米良支所	大字上揚 銀鏡 八重 片内 中尾 尾八重
妻北地域づくり協議会	平成 24 年度		資料：西都市支所設置条例（昭和 33 年）
妻南地域づくり協議会	平成 24 年度		

7 地域福祉に関するアンケート調査結果

(1) 調査の概要

① 調査の目的

地域福祉計画は、誰もが住みなれた地域で、安心して暮らせるまちづくりを目指して、市民、行政、関係機関・団体などが相互に支え合うしくみを共に考え、進めていくものです。

本調査は、「西都市地域福祉計画・西都市地域福祉活動計画」の見直しにあたり、地域福祉に関する意識や地域での支え合いの状況、日常生活での課題や問題点等を把握し計画策定に反映させるとともに、今後の西都市の福祉行政を推進するための基礎資料とすることを目的としています。

② 調査時期

令和6年8月に調査を実施しました。

③ 調査対象者及び調査方法

市内在住の10歳代から80歳代までの2,000名を抽出し、プライバシー保護のために無記名方式により実施しました。調査方法は郵送方式により、郵送配布・郵送回収とインターネットによる回答としました。

④ 配布数・回答数

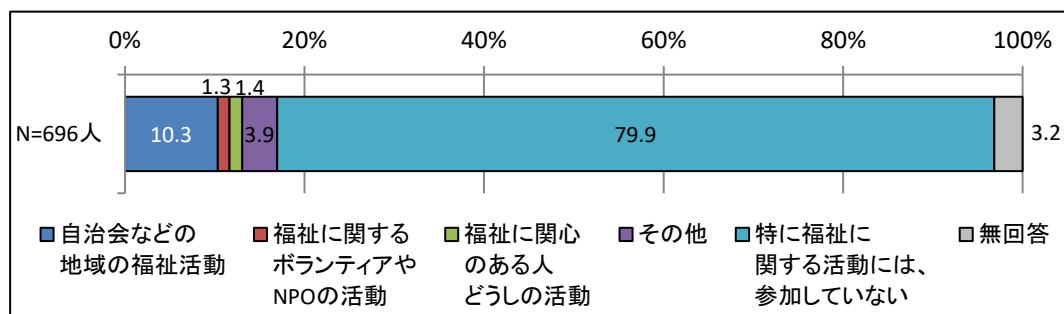
配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
2,000	郵送 590件	35.1%	696件	34.8%
	インターネット 112件			

(2) 調査結果（抜粋）

① 福祉に関する活動への状況について

問14 あなたは、福祉に関するつぎのような活動に参加していますか。（単数回答）

全体で、「特に福祉に関する活動には参加していない」割合が 79.9%と最も高く、次いで「自治会などの地域の福祉活動」10.3%、「その他」3.9%、「福祉に関心のある人どうしの活動」1.4%、「福祉に関するボランティアやNPOの活動」1.3%となっています。

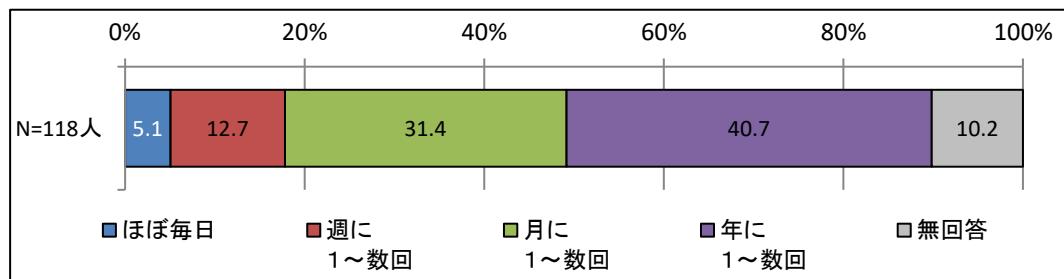


【年代別・地区別】参加している福祉に関する活動 単位：%

	調査数（人）	の自治会活動などの地域	の福祉活動にア関やするNボラ	の福祉活動にア関やするNボラ	人福どうにし関の心活動ある	その他	て活動になに福祉に参加する	無回答
全体	696人	10.3	1.3	1.4	3.9	79.9	3.2	
年代	10代	14人	7.1	0.0	0.0	0.0	92.9	0.0
	20代	35人	0.0	0.0	0.0	0.0	97.1	2.9
	30代	53人	7.5	1.9	3.8	0.0	86.8	0.0
	40代	73人	8.2	0.0	0.0	0.0	90.4	1.4
	50代	78人	3.8	2.6	2.6	3.8	87.2	0.0
	60代	129人	10.9	0.0	0.8	2.3	82.2	3.9
	70代	227人	15.9	2.2	0.9	6.2	70.0	4.8
	80代	85人	9.4	1.2	3.5	7.1	74.1	4.7
地区	妻地区	346人	8.1	0.9	1.7	2.6	83.5	3.2
	穂北地区	94人	10.6	1.1	3.2	6.4	77.7	1.1
	三納地区	59人	11.9	3.4	0.0	3.4	74.6	6.8
	都於郡地区	84人	9.5	2.4	0.0	2.4	84.5	1.2
	三財地区	92人	16.3	0.0	1.1	7.6	70.7	4.3
	東米良地区	10人	40.0	10.0	0.0	0.0	50.0	0.0

問14-1 あなたは、現在、福祉の活動の頻度はどのくらいですか。（参加している方、単数回答）

全体で「年に1～数回」の割合が40.7%と最も高く、次いで「月に1～数回」31.4%、「週に1～数回」12.7%、「ほぼ毎日」5.1%となっています。



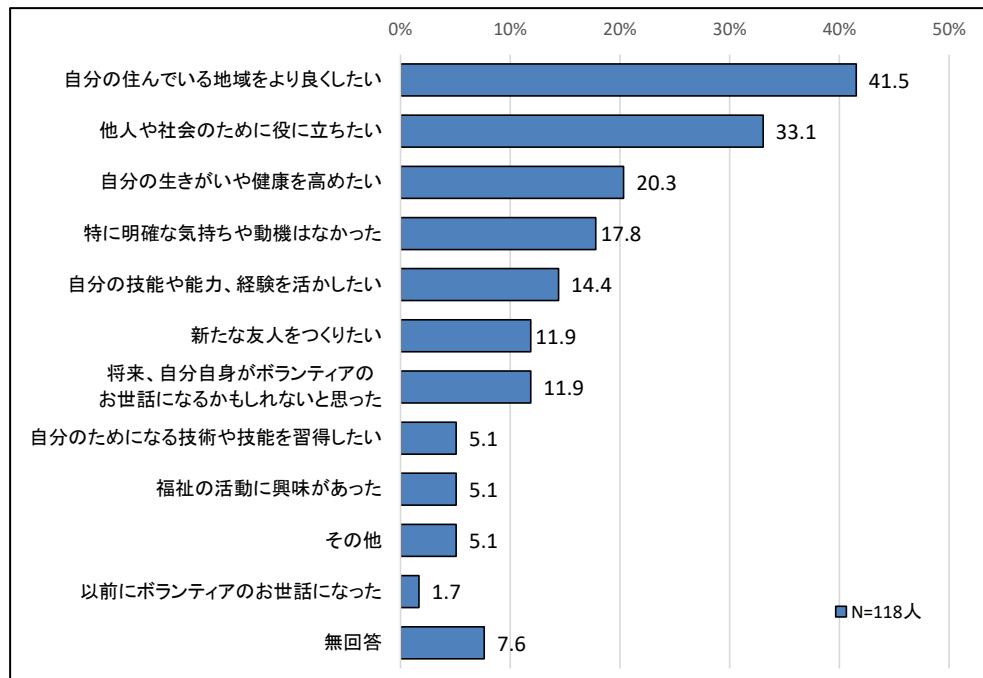
【年代別・地区別】福祉の活動の頻度

単位: %

		調査数（人）	ほぼ毎日	週に1～数回	月に1～数回	年に1～数回	無回答
全体		118人	5.1	12.7	31.4	40.7	10.2
年代	10代	1人	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	20代	0人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30代	7人	14.3	0.0	57.1	28.6	0.0
	40代	6人	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	50代	10人	10.0	0.0	30.0	40.0	20.0
	60代	18人	11.1	5.6	16.7	66.7	0.0
	70代	57人	3.5	17.5	31.6	36.8	10.5
	80代	18人	0.0	16.7	44.4	16.7	22.2
地区	妻地区	46人	6.5	13.0	32.6	39.1	8.7
	穂北地区	20人	0.0	10.0	30.0	30.0	30.0
	三納地区	11人	9.1	18.2	18.2	36.4	18.2
	都於郡地区	12人	8.3	0.0	41.7	50.0	0.0
	三財地区	23人	0.0	13.0	30.4	56.5	0.0
	東米良地区	5人	20.0	20.0	40.0	20.0	0.0

問14-4 あなたの福祉の活動を始めたときの気持ちや動機（参加している方、複数回答）

全体で「自分の住んでいる地域をより良くしたい」の割合が 41.5%と最も高く、次いで「他人や社会のために役に立ちたい」33.1%、「自分の生きがいや健康を高めたい」20.3%と、他は以下のとおりとなっています。



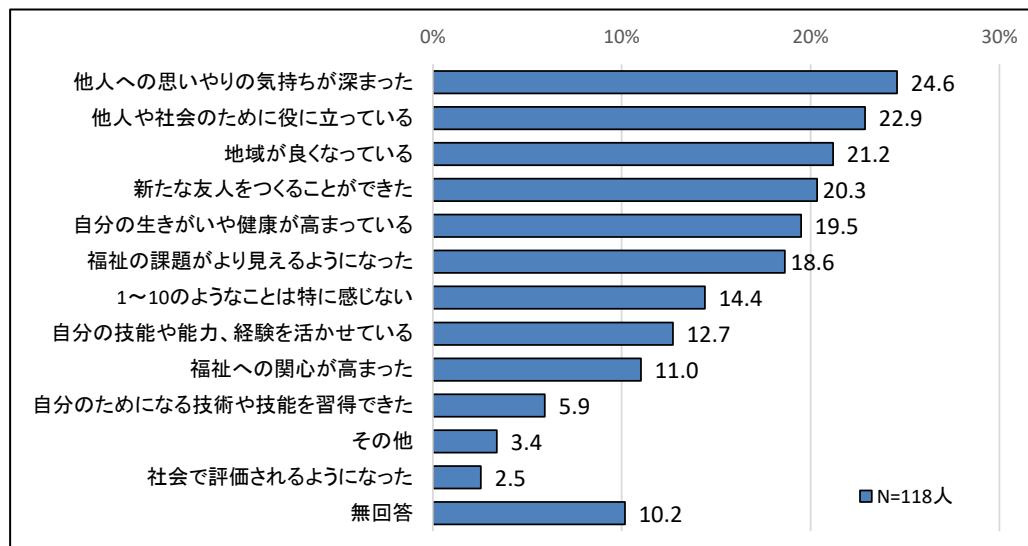
【その他】障がい者家族同士の情報交換 等

【年代別・地区別】福祉の活動を始めたときの気持ちや動機														単位:%
		調査数（人）	立他人たや い社会のため に役に	より分 良の く住 しん たで い る 地 域 を	を自 分の かの し技 能の いや 能 力、 経 験	高 自 分 た い 生 き が い や 健 康 を	新 た な 友 人 を つ く り た い	技 能 を 自 分 の 習 得 し た る 技 術 や	た 福 祉 の 活 動 に 興 味 が あ つ	世 以 前 に に な ボ ラ ン テ イ ア の お	も テ 将 し イ れ ア 、 な の お 分 と 世 自 思 話 身 つ に が た な ボ る ラ か ン	そ の 他	は特 に か 明 つ た な 気 持 ち や 動 機	無 回 答
【複数回答】		118人	33.1	41.5	14.4	20.3	11.9	5.1	5.1	1.7	11.9	5.1	17.8	7.6
年 代	10代	1人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	20代	0人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30代	7人	28.6	14.3	0.0	14.3	28.6	0.0	28.6	14.3	14.3	14.3	14.3	0.0
	40代	6人	16.7	33.3	16.7	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	50.0	0.0
	50代	10人	40.0	30.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	20.0	0.0	10.0
	60代	18人	38.9	61.1	16.7	5.6	0.0	11.1	0.0	0.0	5.6	0.0	22.2	5.6
	70代	57人	35.1	45.6	15.8	21.1	14.0	3.5	5.3	0.0	14.0	3.5	19.3	7.0
	80代	18人	27.8	27.8	11.1	33.3	16.7	11.1	5.6	0.0	5.6	5.6	11.1	11.1
地 区	妻地区	46人	32.6	34.8	21.7	21.7	15.2	4.3	8.7	2.2	15.2	4.3	19.6	8.7
	穂北地区	20人	50.0	50.0	10.0	10.0	10.0	15.0	10.0	0.0	5.0	10.0	10.0	5.0
	三納地区	11人	36.4	45.5	9.1	18.2	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	9.1	18.2
	都於郡地区	12人	16.7	33.3	16.7	16.7	8.3	8.3	0.0	8.3	0.0	0.0	41.7	0.0
	三財地区	23人	26.1	39.1	4.3	21.7	4.3	0.0	0.0	0.0	13.0	0.0	17.4	8.7
	東米良地区	5人	40.0	80.0	20.0	40.0	20.0	0.0	0.0	0.0	40.0	20.0	0.0	0.0

問 14-5 あなたは、福祉の活動をされていて、どのようなことを感じますか。

(参加されている方、複数回答)

全体で「他人への思いやりの気持ちが深まった」の割合が 24.6%と最も高く、次いで「他人や社会のために役に立っている」22.9%、「地域が良くなっている」21.2%、「新たな友人をつくることができた」20.3%と、他は以下のとおりとなっています。



【その他】活動させてもらっていることに感謝している、集落のことが気になった 等

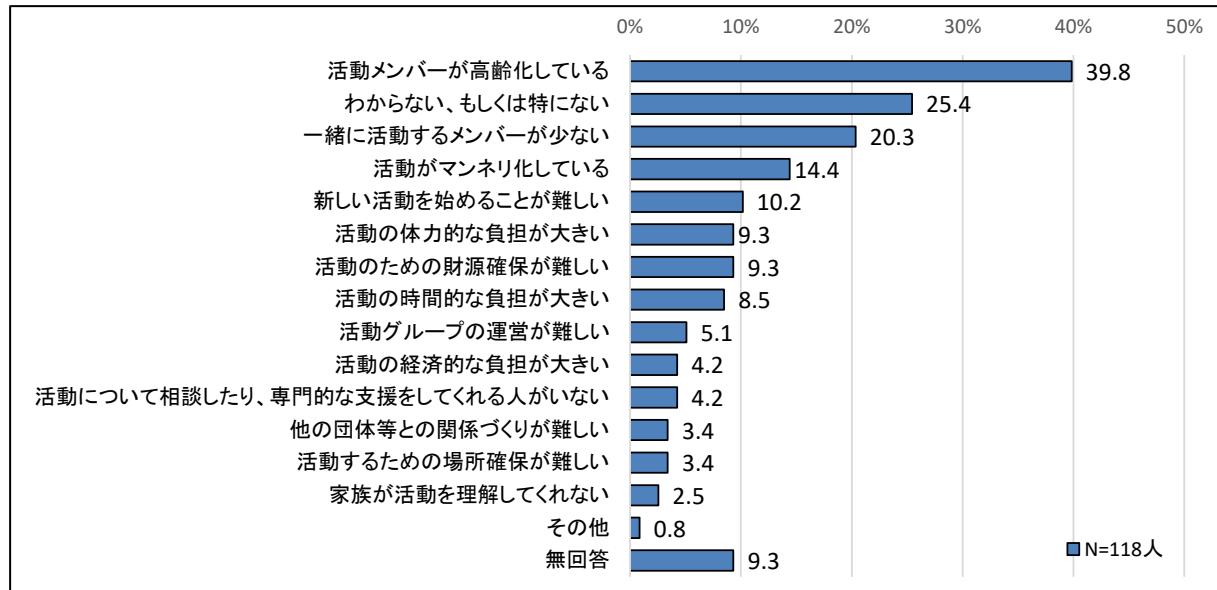
【年代別・地区別】福祉の活動をしていて感じること

单位: %

【年代別・地区別】福祉の活動をされていること														年齢・ 地区
調査数 (人)	に他人立つて社会のため立つている	地域が良くなつてている	自分の技能を活かせやうに能力、経験	自分が高まつ生きがいや健康	と新たな友人をつくること	や技能のため習得できる技術	た福祉への関心が高まつ	持ちが深まつたりの気	に社会でた評価されるよう	る福祉の課題がより見え	は特に感じのよなこと	その他	無回答	
	【複数回答】													
全体	118人	22.9	21.2	12.7	19.5	20.3	5.9	11.0	24.6	2.5	18.6	14.4	3.4	10.2
年 代	10代	1人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	20代	0人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30代	7人	28.6	28.6	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	57.1	0.0	0.0
	40代	6人	16.7	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0	16.7	33.3	0.0	0.0	16.7	16.7
	50代	10人	30.0	10.0	20.0	20.0	10.0	10.0	20.0	30.0	10.0	40.0	10.0	0.0
	60代	18人	16.7	16.7	16.7	5.6	0.0	5.6	0.0	22.2	0.0	22.2	22.2	0.0
	70代	57人	26.3	26.3	14.0	21.1	29.8	5.3	12.3	24.6	1.8	22.8	12.3	3.5
	80代	18人	16.7	16.7	5.6	33.3	27.8	11.1	16.7	27.8	5.6	5.6	0.0	5.6
地 区	妻地区	46人	26.1	17.4	13.0	17.4	23.9	4.3	8.7	28.3	0.0	17.4	21.7	4.3
	穂北地区	20人	25.0	15.0	15.0	10.0	25.0	20.0	30.0	25.0	5.0	25.0	10.0	0.0
	三納地区	11人	18.2	18.2	0.0	18.2	27.3	0.0	0.0	18.2	0.0	27.3	18.2	0.0
	都於郡地区	12人	8.3	25.0	8.3	16.7	8.3	8.3	0.0	8.3	8.3	0.0	8.3	8.3
	三財地区	23人	21.7	26.1	13.0	21.7	8.7	0.0	8.7	17.4	0.0	21.7	8.7	4.3
	東米良地区	5人	40.0	60.0	40.0	60.0	20.0	0.0	20.0	60.0	20.0	20.0	0.0	0.0

問 14-6 あなたは、福祉の活動をするうえで、困っていること（参加されている方、複数回答）

全体で「活動メンバーが高齢化している」の割合が 39.8%と最も高く、次いで「わからない、もしくは特にない」25.4%、「一緒に活動するメンバーが少ない」20.3%と、他は以下のとおりとなっています。



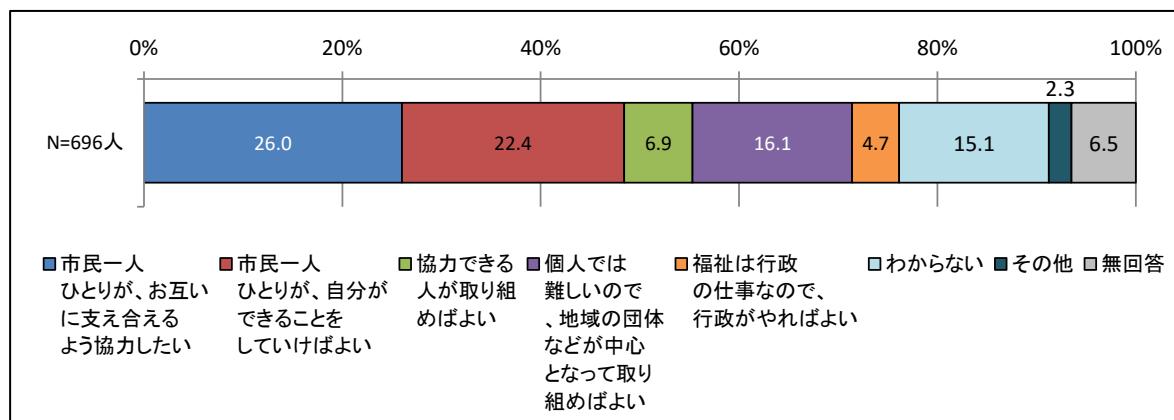
【その他】仕事との両立が難しい 等

【年代別・地区別】福祉の活動をするうえで困っていること															単位: %				
【複数回答】	調査数 (人)	大活動の時間的な負担が	大活動の体力的な負担が	大活動の経済的な負担が	く家 族 な が い 活 動 を 理 解 し て	一 緒 に 活 動 す る メン バ ー	し て て い る メン バ ー	活 動 メ ン バ ー	難 活 動 し て る グ ル ー ブ	難 活 動 し て る グ ル ー ブ	他 の が 困 難 し い と の 関 係 づ く	保 活 動 し て る の 場 所 確 保	が 活 動 し て る の 財 源 確 保	い 活 動 が マ ン ネ リ 化 し て る こ	新 し い 活 動 を 始 め る こ	て り 活 動 に 専 門 的 に が な て い 支 援 を し た	そ の 他	わ か る に な い 、 も し く は	無 回 答
		全 体	118人	8.5	9.3	4.2	2.5	20.3	39.8	5.1	3.4	3.4	9.3	14.4	10.2	4.2	0.8	25.4	9.3
年 代	10代	1人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	20代	0人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30代	7人	14.3	0.0	0.0	0.0	28.6	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	42.9	0.0
	40代	6人	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	16.7	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0	33.3	16.7
	50代	10人	30.0	10.0	10.0	0.0	20.0	30.0	20.0	10.0	10.0	20.0	0.0	10.0	10.0	0.0	0.0	20.0	10.0
	60代	18人	5.6	5.6	11.1	0.0	22.2	50.0	11.1	11.1	0.0	5.6	5.6	11.1	11.1	0.0	0.0	33.3	0.0
	70代	57人	7.0	8.8	3.5	3.5	15.8	43.9	1.8	1.8	1.8	10.5	21.1	8.8	3.5	1.8	24.6	7.0	
	80代	18人	0.0	16.7	0.0	5.6	33.3	33.3	5.6	0.0	5.6	5.6	11.1	11.1	0.0	0.0	0.0	16.7	22.2
地 区	妻地区	46人	6.5	8.7	4.3	2.2	13.0	34.8	4.3	0.0	0.0	6.5	13.0	10.9	4.3	2.2	28.3	13.0	
	穂北地区	20人	10.0	10.0	10.0	0.0	25.0	55.0	10.0	10.0	5.0	15.0	25.0	20.0	10.0	0.0	0.0	15.0	5.0
	三納地区	11人	9.1	9.1	0.0	0.0	27.3	36.4	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	0.0	0.0	18.2	18.2
	都於郡地区	12人	8.3	8.3	0.0	8.3	16.7	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	8.3	0.0	0.0	0.0	25.0	8.3
	三財地区	23人	4.3	4.3	0.0	0.0	21.7	34.8	4.3	4.3	0.0	13.0	17.4	0.0	0.0	0.0	0.0	39.1	4.3
	東米良地区	5人	40.0	40.0	20.0	20.0	40.0	80.0	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

② 地域の福祉について

問15 あなたは、市民も参加して「地域で支え合う福祉」を推進していくことについてどのように思いますか。（単数回答）

全体で、「市民一人ひとりが、お互いに支え合えるよう協力したい」割合が 26.0%と最も高く、次いで「市民一人ひとりが、自分ができることをしていけばよい」22.4%、「個人では難しいので、地域の団体などが中心となって取り組めばよい」16.1%、「わからない」15.1%、「協力できる人が取り組めばよい」6.9%、「福祉は行政の仕事なので、行政がやればよい」4.7%、「その他」2.3%となっています。

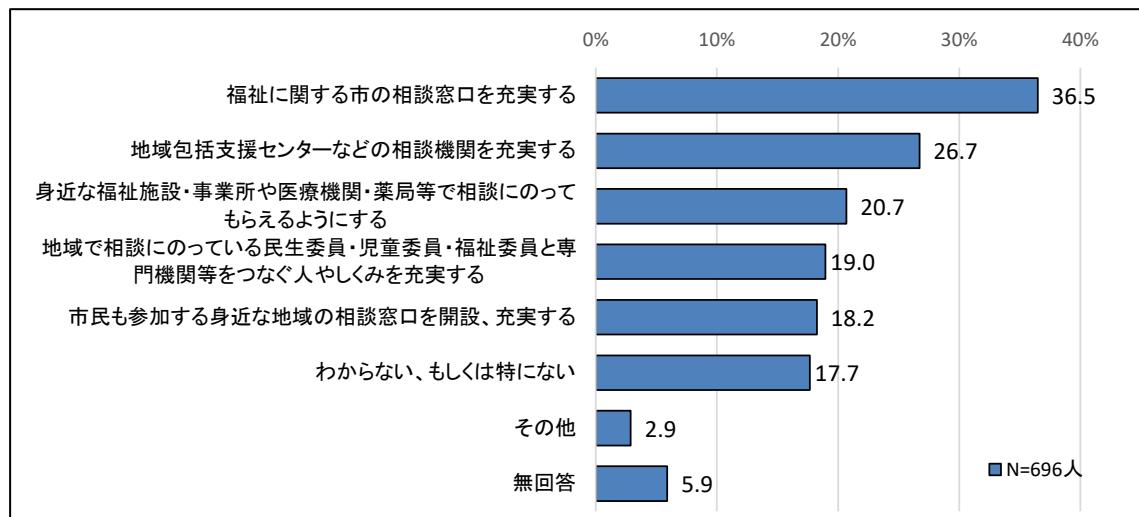


【年代別・地区別】市民も参加して「地域で支え合う福祉」を推進していくことについて

		調査数 (人)	よお市 う互民 協い一 力に人 し支ひ たえと い合り えが る、	し自市 て分民 いが一 けで人 ばきひ よると いこり とが を、	組協 め力 ばで よき いる 人 が 取 り	組がで個 め中、人 ば心地で よと域は いなの難 つ団し て体い 取な のりど	よの福 祉、は 行行 政政 がの や仕 れ事 ばな	わ か ら な い	そ の 他	無 回 答
全体		696人	26.0	22.4	6.9	16.1	4.7	15.1	2.3	6.5
年 代	10代	14人	42.9	14.3	7.1	21.4	0.0	7.1	0.0	7.1
	20代	35人	11.4	14.3	14.3	8.6	8.6	34.3	2.9	5.7
	30代	53人	11.3	32.1	13.2	22.6	3.8	13.2	1.9	1.9
	40代	73人	24.7	21.9	6.8	23.3	6.8	13.7	2.7	0.0
	50代	78人	26.9	26.9	6.4	12.8	3.8	20.5	1.3	1.3
	60代	129人	27.1	29.5	5.4	18.6	3.9	10.1	0.8	4.7
	70代	227人	28.6	22.0	4.0	14.1	5.7	13.7	2.6	9.3
	80代	85人	28.2	8.2	10.6	12.9	2.4	17.6	4.7	15.3
地 区	妻地区	346人	24.9	25.1	6.6	16.5	5.5	13.3	2.3	5.8
	穂北地区	94人	24.5	16.0	6.4	21.3	6.4	19.1	2.1	4.3
	三納地区	59人	23.7	28.8	8.5	13.6	1.7	15.3	3.4	5.1
	都於郡地区	84人	26.2	17.9	8.3	10.7	3.6	17.9	3.6	11.9
	三財地区	92人	29.3	19.6	6.5	16.3	4.3	17.4	0.0	6.5
	東米良地区	10人	50.0	20.0	0.0	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0

問17 あなたは、市民が福祉に関する相談しやすくするために、特にどのような取り組みが必要だと思いますか。（複数回答 2つまで）

全体で、「福祉に関する市の相談窓口を充実する」の割合が 36.5%と最も高く、次いで「地域包括支援センターなどの相談窓口を充実する」26.7%、「身近な福祉施設・事業所や医療機関・薬局等で相談にのってもらえるようにする」20.7%と、他は以下のとおりとなっています。

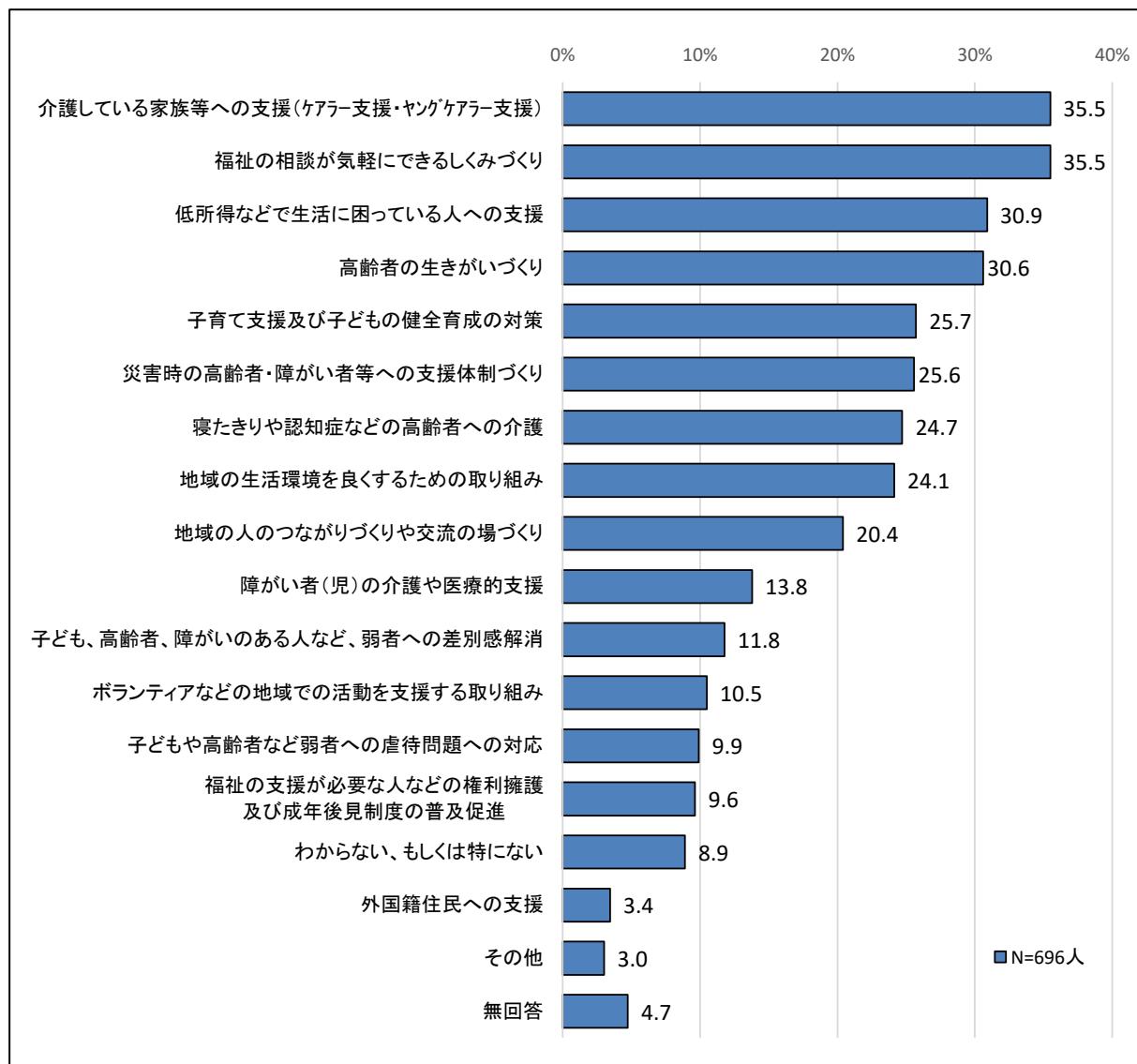


【その他】スマホやパソコンでのチャット形式 等

【年代別・地区別】福祉に関して相談しやすくするために必要な取り組み										単位: %
【複数回答】		調査数（人）	窓口を充実する市との相談	する地域の包括相談支援機関セイを充実する	するで所身の相や近う談医なにに療福すの機祉るつ関施て・設も薬・ら局事業等業	設地市・域民充のも実相参す談加る窓する口の身開近な	み関員る地を等・民域充を福生で実つ祉委相すな委員談るぐ員・に人と児のや専童つし門委てく機い	その他	特わにかならない、もしくは	無回答
	全体	696人	36.5	26.7	20.7	18.2	19.0	2.9	17.7	5.9
年代	10代	14人	21.4	21.4	42.9	14.3	7.1	0.0	21.4	7.1
	20代	35人	22.9	11.4	11.4	2.9	11.4	5.7	48.6	5.7
	30代	53人	35.8	28.3	20.8	24.5	18.9	1.9	22.6	0.0
	40代	73人	39.7	32.9	17.8	19.2	24.7	4.1	13.7	0.0
	50代	78人	41.0	25.6	25.6	19.2	11.5	5.1	16.7	3.8
	60代	129人	43.4	31.8	24.0	20.2	20.2	2.3	12.4	2.3
	70代	227人	32.6	25.6	19.4	18.9	22.0	2.2	15.0	9.3
	80代	85人	36.5	23.5	17.6	14.1	16.5	2.4	21.2	12.9
地区	妻地区	346人	37.9	26.9	20.8	18.2	15.9	2.6	17.9	5.8
	穂北地区	94人	36.2	28.7	18.1	19.1	25.5	2.1	19.1	4.3
	三納地区	59人	37.3	27.1	28.8	20.3	27.1	3.4	10.2	3.4
	都於郡地区	84人	38.1	25.0	21.4	15.5	13.1	3.6	15.5	10.7
	三財地区	92人	28.3	23.9	18.5	17.4	22.8	3.3	22.8	4.3
	東米良地区	10人	50.0	30.0	0.0	30.0	30.0	10.0	20.0	0.0

問18 あなたは、西都市において、今後おおむね5年間で、特に力を入れて取り組むべきことは何ですか。（複数回答：5つまで）

全体で「介護している家族等への支援（ケアラー支援・ヤングケアラー支援）」と「福祉の相談が気軽にできるしくみづくり（断らない相談支援の構築）」が35.5%と最も高く、次いで「低所得などで生活に困っている人への支援（子ども含めた貧困対策）」30.9%、「高齢者の生きがいづくり」30.6%と、他は以下のとおりとなっています。



【その他】グレーゾーンの子どもがいる家庭への支援、移動支援、医療の充実 等

【年代別・地区別】今後5年間で特に力を入れて取り組んでいく必要があること

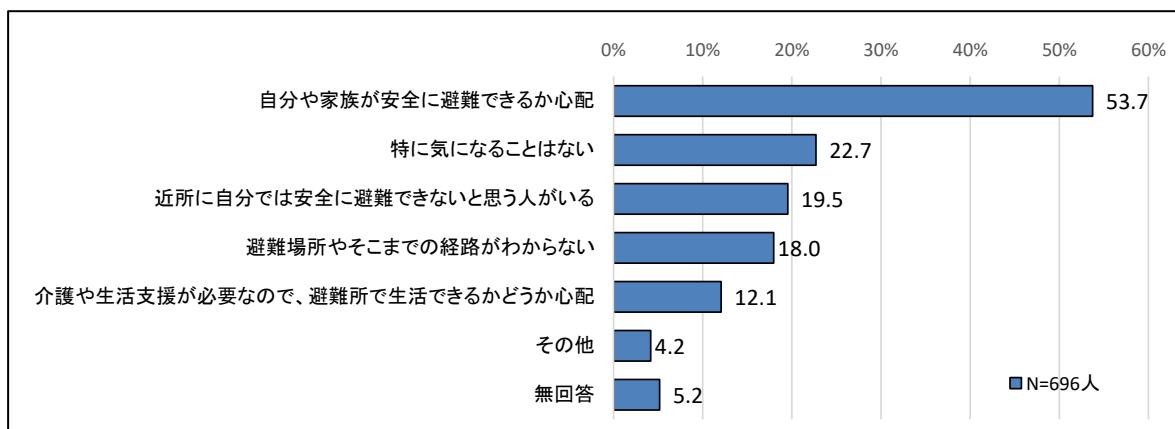
単位: %

		調査数(人)	高齢者きりのや介護知症などの生きがいづくり	高齢者の生きがいづくり	医療がい支援(児)の介護や	シングル介護ケーラー・アドバイラーアイ・ラ・ア・ラ・ア・ア・ア・ア・ア	健子育て支援及び子どもの	子どもの虐待問題への対応者など弱者	て低い所得人などの支援に困つ	外国籍住民への支援	る地域ための生活環境を良くす
【複数回答】											
	全体	696人	24.7	30.6	13.8	35.5	25.7	9.9	30.9	3.4	24.1
年代	10代	14人	14.3	21.4	21.4	35.7	21.4	21.4	28.6	0.0	21.4
	20代	35人	5.7	5.7	22.9	25.7	37.1	5.7	22.9	8.6	31.4
	30代	53人	20.8	18.9	11.3	45.3	58.5	13.2	39.6	5.7	28.3
	40代	73人	24.7	17.8	16.4	47.9	47.9	23.3	31.5	0.0	42.5
	50代	78人	25.6	28.2	23.1	46.2	23.1	10.3	32.1	2.6	23.1
	60代	129人	24.0	32.6	10.9	43.4	29.5	10.9	32.6	4.7	24.8
	70代	227人	26.4	37.9	11.0	25.1	14.1	5.7	30.4	3.1	19.8
	80代	85人	31.8	40.0	11.8	28.2	10.6	5.9	25.9	3.5	14.1
地区	妻地区	346人	22.0	28.9	17.1	39.0	30.3	11.8	29.5	3.2	25.4
	穂北地区	94人	22.3	27.7	12.8	29.8	22.3	6.4	35.1	4.3	28.7
	三納地区	59人	35.6	35.6	6.8	33.9	20.3	13.6	33.9	1.7	11.9
	都於郡地区	84人	29.8	33.3	9.5	34.5	23.8	6.0	31.0	1.2	22.6
	三財地区	92人	26.1	31.5	8.7	29.3	18.5	8.7	31.5	6.5	23.9
	東米良地区	10人	20.0	60.0	20.0	30.0	10.0	0.0	30.0	10.0	20.0
【複数回答】		調査数(人)	でボランティア活動などを支援する取組域	り地域交流の人との場づながりづく	差の子別あど感るも、解な人、消な高齢者、弱者、者障へがのい	者災等時の支援高齢者体制・づ障くがりい	見ど福制度の利権の普及支援及護が促及必要成年後な	る福しきのみ相づ談くがりにでき	その他	にわならない、もしくは特	無回答
	全体	696人	10.5	20.4	11.8	25.6	9.6	35.5	3.0	8.9	4.7
年代	10代	14人	14.3	7.1	14.3	21.4	0.0	35.7	0.0	7.1	0.0
	20代	35人	0.0	11.4	11.4	20.0	5.7	14.3	8.6	22.9	8.6
	30代	53人	13.2	9.4	17.0	26.4	5.7	22.6	5.7	3.8	0.0
	40代	73人	5.5	16.4	15.1	21.9	9.6	30.1	2.7	4.1	0.0
	50代	78人	10.3	14.1	10.3	30.8	9.0	33.3	6.4	6.4	1.3
	60代	129人	12.4	23.3	12.4	28.7	11.6	40.3	2.3	10.1	1.6
	70代	227人	11.9	25.6	11.5	21.1	11.5	39.6	2.2	8.4	8.4
	80代	85人	9.4	23.5	7.1	32.9	8.2	38.8	0.0	12.9	9.4
地区	妻地区	346人	11.3	18.8	11.0	27.2	9.8	33.5	2.6	8.4	3.8
	穂北地区	94人	13.8	26.6	13.8	27.7	9.6	36.2	0.0	10.6	2.1
	三納地区	59人	8.5	23.7	10.2	22.0	8.5	37.3	3.4	11.9	1.7
	都於郡地区	84人	3.6	14.3	10.7	22.6	11.9	38.1	8.3	9.5	11.9
	三財地区	92人	8.7	19.6	14.1	21.7	9.8	38.0	2.2	8.7	5.4
	東米良地区	10人	20.0	60.0	20.0	40.0	0.0	40.0	10.0	0.0	0.0

③ 災害等について

問21 あなたは、地震や風水害等時に、誰もが安全に避難等できるようにしていくうえで気になることがありますか。（複数回答）

全体で「自分や家族が安全に避難できるか心配」の割合が 53.7%と最も高く、次いで「特に気にならない」22.7%と、他は以下のとおりとなっています。



【その他】放送が聞こえにくい、避難の緊急度がわかりにくい 等

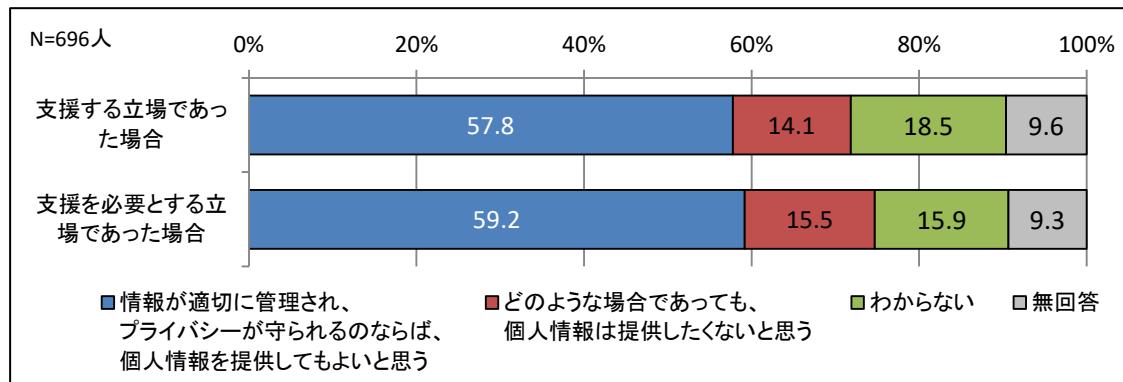
【年代別・地区別】地震や風水害時に安全に避難できる
ようになるうえで気になること

単位: %

【複数回答】		調査数（人）	で自分やか家族が安全に避難	る難近で所きにな自い分とで思はう安人全がにい避	路避が難わ場か所やらなそいこまでの経	るの介かで護ど、やう避生か難活心所支配で援生が活必要きな	その他	特に気になることはな	無回答
全体	696人	53.7	19.5	18.0	12.1	4.2	22.7	5.2	
年代	10代	14人	85.7	14.3	21.4	7.1	0.0	7.1	0.0
	20代	35人	57.1	5.7	25.7	0.0	2.9	28.6	2.9
	30代	53人	75.5	30.2	26.4	9.4	1.9	11.3	1.9
	40代	73人	65.8	16.4	15.1	13.7	6.8	16.4	2.7
	50代	78人	59.0	19.2	10.3	11.5	5.1	20.5	1.3
	60代	129人	48.1	21.7	17.1	8.5	5.4	29.5	2.3
	70代	227人	41.0	18.9	18.9	11.5	3.5	28.2	7.9
	80代	85人	60.0	20.0	17.6	23.5	3.5	12.9	11.8
地区	妻地区	346人	56.1	17.6	20.5	11.6	4.6	19.7	4.3
	穂北地区	94人	56.4	24.5	20.2	16.0	7.4	18.1	5.3
	三納地区	59人	52.5	25.4	20.3	10.2	0.0	25.4	3.4
	都於郡地区	84人	48.8	20.2	15.5	11.9	3.6	28.6	7.1
	三財地区	92人	44.6	18.5	9.8	8.7	2.2	32.6	6.5
	東米良地区	10人	80.0	10.0	0.0	30.0	10.0	10.0	0.0

問23 あなたは、災害時に誰もが安全に避難できるよう地域で支え合うために、支援が必要な人の情報を地域で共有することについて、どのように思いますか。（単数回答）

『支援する立場であった場合』と『支援を必要とする立場であった場合』ともに、全体で「情報が適切に管理されプライバシーが守られれば個人情報を提供してもよいと思う」割合がそれぞれ 57.8%、59.2%と最も高い割合となっています。



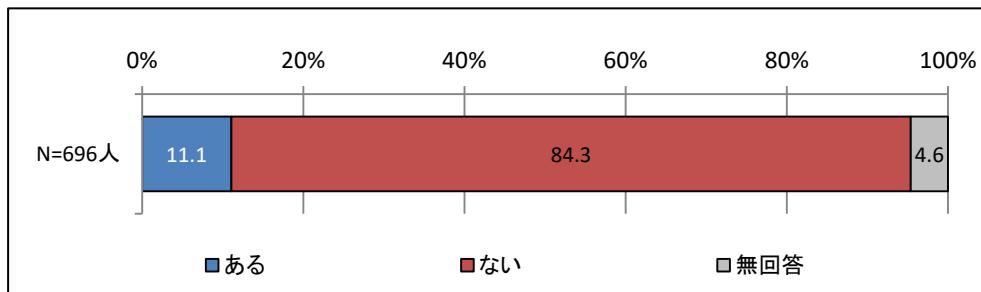
【年代別・地区別】災害時に安全に避難できるよう支援が必要な人の情報を共有することについて						
■ 支援する立場であった場合	調査数（人）	単位：%				
		を情報提供ががし守適てら切もれにによる管理となされうば、 個人情報バ 報	報ど はの 提 供 よ う し な た 場 合 く な い あ と 思 て も う 、 個 人 情 バ 報	わ か ら な い	無 回 答	
全体	696人	57.8	14.1	18.5	9.6	
年代	10代	14人	64.3	28.6	7.1	0.0
	20代	35人	51.4	20.0	25.7	2.9
	30代	53人	67.9	18.9	7.5	5.7
	40代	73人	63.0	19.2	15.1	2.7
	50代	78人	73.1	7.7	16.7	2.6
	60代	129人	69.0	14.7	13.2	3.1
	70代	227人	51.5	12.8	23.8	11.9
	80代	85人	34.1	10.6	22.4	32.9
地区	妻地区	346人	59.0	16.5	17.1	7.5
	穂北地区	94人	58.5	10.6	17.0	13.8
	三納地区	59人	49.2	13.6	25.4	11.9
	都於郡地区	84人	53.6	11.9	26.2	8.3
	三財地区	92人	56.5	14.1	16.3	13.0
	東米良地区	10人	100.0	0.0	0.0	0.0

■ 支援を必要とする立場であった場合	調査数（人）	単位：%				
		を情報提供ががし守適てら切もれにによる管理となされうば、 個人情報バ 報	報ど はの 提 供 よ う し な た 場 合 く な い あ と 思 て も う 、 個 人 情 バ 報	わ か ら な い	無 回 答	
全体	696人	59.2	15.5	15.9	9.3	
年代	10代	14人	71.4	28.6	0.0	0.0
	20代	35人	48.6	14.3	34.3	2.9
	30代	53人	75.5	13.2	7.5	3.8
	40代	73人	69.9	15.1	12.3	2.7
	50代	78人	67.9	12.8	16.7	2.6
	60代	129人	68.2	14.7	12.4	4.7
	70代	227人	51.5	17.2	18.1	13.2
	80代	85人	41.2	14.1	18.8	25.9
地区	妻地区	346人	61.8	17.1	15.0	6.1
	穂北地区	94人	62.8	13.8	12.8	10.6
	三納地区	59人	50.8	13.6	16.9	18.6
	都於郡地区	84人	54.8	14.3	22.6	8.3
	三財地区	92人	53.3	16.3	17.4	13.0
	東米良地区	10人	90.0	0.0	0.0	10.0

④ 権利擁護について

問24 あなたは、日常生活の中で虐待や権利侵害を見聞きしたことがありますか。（単数回答）

全体で、「ない」が84.3%、「ある」が11.1%となっています。



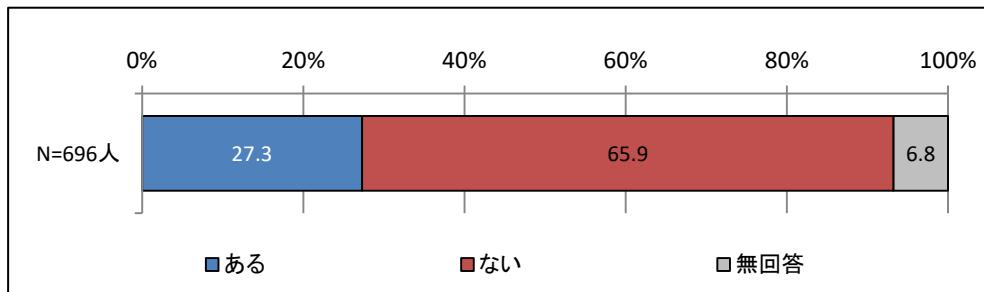
【年代別・地区別】活動や日常生活の中で虐待や権利侵害を見聞きしたことがありますか 単位:%

		調査数 (人)	ある	ない	無回答
全体		696人	11.1	84.3	4.6
年 代	10代	14人	7.1	92.9	0.0
	20代	35人	8.6	88.6	2.9
	30代	53人	13.2	86.8	0.0
	40代	73人	19.2	79.5	1.4
	50代	78人	15.4	80.8	3.8
	60代	129人	8.5	89.9	1.6
	70代	227人	9.7	84.6	5.7
	80代	85人	8.2	78.8	12.9
地 区	妻地区	346人	10.4	87.0	2.6
	穂北地区	94人	17.0	79.8	3.2
	三納地区	59人	11.9	81.4	6.8
	都於郡地区	84人	7.1	85.7	7.1
	三財地区	92人	12.0	83.7	4.3
	東米良地区	10人	10.0	90.0	0.0

⑤ 再犯防止対策に関して

問25 あなたは、再犯防止に関する広報・啓発活動の取り組みである「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」を見聞きしたことがありますか。（単数回答）

全体で「ない」の割合が 65.9%、「ある」が 27.3% となっています。



【年代別・地区別】再犯防止に関する広報・啓発活動を見聞きしたことがあるか

単位：%

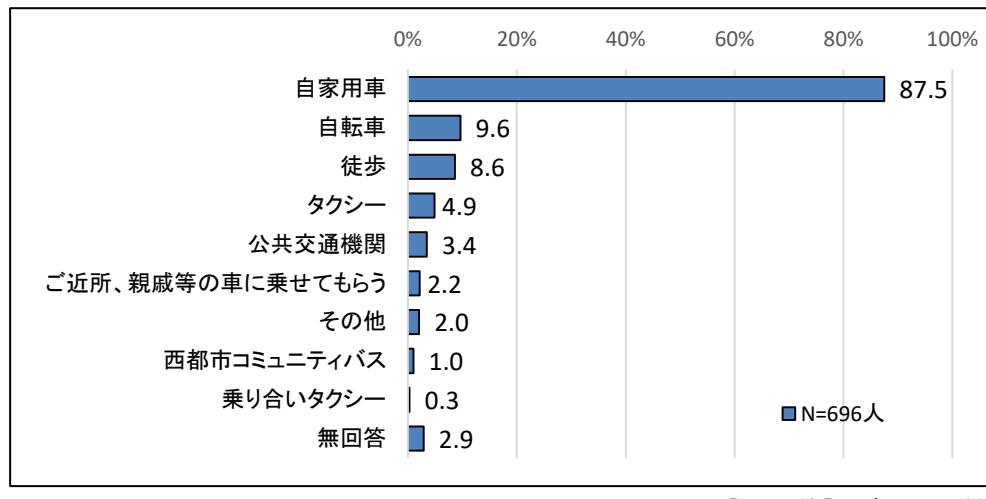
	(調査人査)数	ある	ない	無回答
全体	696人	27.3	65.9	6.8
年代	10代	14人	28.6	71.4
	20代	35人	25.7	71.4
	30代	53人	24.5	75.5
	40代	73人	31.5	67.1
	50代	78人	25.6	70.5
	60代	129人	26.4	70.5
	70代	227人	29.1	62.1
	80代	85人	23.5	56.5
地区	妻地区	346人	30.9	65.0
	穂北地区	94人	29.8	64.9
	三納地区	59人	25.4	64.4
	都於郡地区	84人	22.6	65.5
	三財地区	92人	16.3	77.2
	東米良地区	10人	30.0	70.0

⑥ 交通手段について

問27 あなたが外出する場合、利用する主な交通手段を教えてください。（複数回答：2つまで）

※利用目的が、公共機関（西都市役所など）や買い物等へ行くなどです。

全体で「自家用車」の割合が 87.5%と最も高く、次いで「自転車」9.6%、「徒歩」8.6%と、他は以下のとおりとなっています。



【その他】バイク 等

【年代別・地区別】外出する場合の主な交通手段		単位:%										
【複数回答】		調査数（人）	徒歩	自転車	自家用車	タクシー	公共交通機関	西都市コミュニティバス	乗り合いタクシー	ご近所、親戚等の車に乗せてもらう	その他	無回答
全体	696人	8.6	9.6	87.5	4.9	3.4	1.0	0.3	2.2	2.0	2.9	
年代	10代	14人	14.3	21.4	78.6	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
	20代	35人	14.3	17.1	71.4	2.9	5.7	0.0	0.0	0.0	2.9	
	30代	53人	11.3	1.9	94.3	1.9	3.8	0.0	0.0	1.9	0.0	
	40代	73人	4.1	6.8	93.2	2.7	1.4	0.0	0.0	0.0	1.4	
	50代	78人	9.0	7.7	93.6	1.3	2.6	0.0	0.0	0.0	2.6	
	60代	129人	7.8	11.6	92.2	3.9	3.1	1.6	0.0	1.6	0.8	
	70代	227人	6.6	9.7	90.7	4.8	3.5	1.8	0.9	4.0	2.6	
	80代	85人	14.1	10.6	67.1	14.1	3.5	1.2	0.0	3.5	7.1	
地区	妻地区	346人	13.3	13.6	87.0	5.8	4.0	0.0	0.6	1.2	1.2	
	穂北地区	94人	5.3	12.8	90.4	5.3	4.3	1.1	0.0	2.1	1.1	
	三納地区	59人	0.0	1.7	91.5	1.7	5.1	5.1	0.0	6.8	5.1	
	都於郡地区	84人	3.6	3.6	85.7	4.8	0.0	2.4	0.0	2.4	4.8	
	三財地区	92人	3.3	4.3	91.3	2.2	3.3	0.0	0.0	3.3	1.1	
	東米良地区	10人	20.0	0.0	80.0	10.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	

第3章 第3次計画の推進状況

第3次計画については『みんなで支え合う地域福祉のまち・西都』を基本理念として、3つの基本目標を設定し、施策を推進してきました。

以下、市社会福祉協議会で取り組んできた地域福祉活動計画の進捗状況です。

◆評価基準（達成度）◆

- A：十分に達成されている
- B：概ね達成されている
- C：あまり達成されていない
- D：推進もしくは実施されていない
- E：完了、中止、廃止

基本目標区分	A	B	C	D	E
基本目標1 地域共生社会づくりの推進	4	3	7	0	0
基本目標2 つながる安心社会づくりの推進	5	5	6	0	0
基本目標3 時代に合わせた新たな仕組づくりの推進	1	1	4	3	0
合計（39項目）	10	9	17	3	0
	25.6%	23.1%	43.6%	7.7%	0.0%

【基本目標1】地域共生社会づくりの推進

【施策1】「我が事」意識の醸成

項目①	広報、電子媒体の積極的な活用
地域福祉活動計画の方向性	市内の地域福祉活動の状況や市社会福祉協議会の事業・役割などを広く市民に周知していくため、広報誌「さいと社協だより」（年3回）、ホームページ、回覧文書など、様々な媒体を活用し、どの世代においても情報を受け取りやすいよう、見やすさ読みやすさにも配慮して、積極的な情報発信に努めます。
目標達成状況	「さいと社協だより」を、年3回、各10,200部を回覧文書と一緒に配布し、公共施設などで市民が手に取れるように設置しています。 また、HPにも随時、活動報告などを掲載しています。見やすさと読みやすさに工夫を凝らしていますが、SNSなどを活用した広報活動には取り組めていません。
評価	B
原因・4次計画の方向性	今後も、見やすく読みやすい情報提供を目指し、フォントサイズや色使いの工夫、情報の簡潔化を行います。 また、LINEやInstagramなどのSNSを活用し、若年層や子育て世代を含む幅広い層に向けた情報発信を強化します。さらに、アンケートやフィードバックを通じて市民の意見を反映し、広報内容の改善を図ります。

項目②	福祉教育の推進
地域福祉活動計画の方向性	<p>小・中・高等学校等の児童・生徒については、教育委員会及び各学校と連携し、福祉団体、社会福祉施設、NPO 法人等との連携・協働による地域に根差したボランティア体験事業等の地域貢献学習や福祉教育プログラムを取り組みます。</p> <p>また、市民一人一人が様々な地域活動や地域住民を対象とした出前講座、広報誌などにより、市民自らが生活課題に気づき、地域で協力し、支え合って、共に解決していく学習を通して地域福祉活動を担う人材育成に努めます。</p>
目標達成状況	一部の学校では、ボランティア団体や地域の方と協働して、体験活動や交流事業を中心としたプログラムに取り組んでいます。
評価	C

項目③	市民・団体の学習の促進
地域福祉活動計画の方向性	市民一人ひとりが様々な地域活動や地域住民を対象とした出前講座、広報誌などにより、市民自らが生活課題に気づき、地域で協力し、支え合って共に解決していく学習機会の提供に努めます。
目標達成状況	<p>行政区や公民館エリアを単位として、出前講座を実施し、自助・互助の必要性について情報発信・啓発し、また地区内で情報・意見交換ができるよう努めました。</p> <p>さらに、地域の通いの場資源集やサロン・百歳体操だよりなどの広報誌を通じて、地区内外への相乗効果・波及を図っています。</p>
評価	B
原因・4次計画の方向性	<p>行政区や公民館エリアを単位とした出前講座に加え、オンライン講座や地域ごとのテーマ別学習会を導入します。これにより、多様な層が参加しやすい環境を整備します。</p> <p>また、地域課題に即した内容を提供し、災害対応や高齢者支援、子育て支援などの実践的なテーマを取り入れることで、住民が地域での役割を認識し、自助・互助の仕組みを深められるよう支援します。</p> <p>さらに、情報・意見交換の場を定期的に開催し、学びを通じた地域ネットワークの強化を図ります。</p>

【施策2】人材の育成とネットワーク化

項目①	民生委員児童委員の活動促進
地域福祉活動計画の方向性	<p>住民ニーズの多様化・複雑化に伴い、民生委員児童委員の役割は非常に重要になりつつある一方で、その負担も大きくなってきており、近年、民生委員児童委員が不在となる地区が発生するなど、後継者・担い手の確保が大きな課題となっています。</p> <p>市社会福祉協議会は、関係機関と協議しながら、後継者・担い手育成に向けた対応を市に協力して行くと共に、民生委員児童委員の活動負担軽減及び活動しやすい環境整備について検討を進めています。</p>
目標達成状況	<p>民生委員児童委員の活動に対する需要は年々高まっています。</p> <p>しかし近年、生活様式の変化や定年後も仕事をしている方が増えたことにより、民生委員児童委員の担い手は不足しており、委員不在の地区も増加しています。</p>
評価	C
原因・4次計画の方向性	<p>民生委員児童委員の活動促進に向け、まず市民にその役割と重要性を幅広く知ってもらうための広報活動を強化します。地域イベントやSNS、広報誌を活用し、具体的な事例や活動エピソードを紹介することで、活動の魅力を伝えます。</p> <p>また、定年後の方々に限らず、現役世代や若年層にも参加を呼びかけ、多様な層が担い手として活躍できるよう、活動時間や方法の柔軟化を図ります。</p> <p>さらに、地域団体や学校と連携して新しい担い手を発掘し、民生委員児童委員の活動を地域全体で支える仕組みを構築します。</p>

項目②	福祉協力委員の活動促進
地域福祉活動計画の方向性	福祉協力委員は、区長・公民館長・民生委員児童委員などと協力しながら、地域における福祉活動を担っていただいているが、市をはじめ関係機関との連携強化を図るために、設置基準や役割等について整理・検討していきます。その上で、地域における「見守り・話し合い・助け合い」の活動を推進するため、福祉協力委員の研修会を開催し、知識等の習得や関係機関との連携・ネットワークの構築を図ります。
目標達成状況	<p>コロナ禍により、一同に会する場の制限があり、意見交換や研修会などの実施が十分にできていません。その中で、福祉協力委員の活動の手引きを作成し、委嘱状交付時に併せて配付しています。</p> <p>また、市社会福祉協議会ホームページでの掲載を行い、区福祉推進会や出前講座などで周知を図っていますが、十分ではありません。福祉協力委員の役割や活動については、地域差があることを認識しています。</p>
評価	C
原因・4次計画の方向性	<p>福祉協力委員の役割をより広く周知するため、地域特有の課題や活動の成功事例を含めた広報活動を強化します。</p> <p>また、福祉協力委員に向けた研修会や意見交換会を導入し、委員間の情報共有を円滑に進めます。さらに、地域特性に応じた柔軟な活動内容を許容しつつ、福祉協力委員の基本的な役割を統一化することで、活動の一体感を高めます。</p>

項目③	事業所・団体の人材育成と連携強化
地域福祉活動計画の方向性	市社会福祉協議会は、自治会組織や福祉協力委員、民生委員児童委員との連携を強化し、個別支援と地域支援の両面から課題解決を図るため、企業や異業種団体等への出前講座を通して、ボランティア活動のきっかけづくりや、スキルアップにつなげて、福祉分野に参加できる人材を育成します。
目標達成状況	コロナ禍では、広報活動などを利用したボランティア活動のきっかけづくりを行ってきました。従来行ってきた集合型の体験型プログラムや研修などを積極的に実施し、身近なボランティア活動に触れる機会を作ることが必要だと考えています。自治会や行政区に対して協定を締結している企業やヤクルトなどの身近な業者の出前講座を実施することで、地域のボランティア活動を促進しています。
評価	C

項目④	地域での人材育成と連携強化
地域福祉活動計画の方向性	地域福祉を進める主役は、その地域で暮らす住民です。市社会福祉協議会は、地域福祉活動を通して、地域住民一人ひとりが、できることを少しずつ協力することにより、自分たちの住む地域に関心をもって生活していくような仕組みづくりを構築していきます。
目標達成状況	年3回発行の『さいと社協だより』などの広報誌や地区・行政区・公民館単位での出前講座を通じて広報啓発を図りました。 また、市の生活支援体制整備事業において、令和2～4年度にかけて都於郡4区をモデル地区とし、地域支えあいの仕組みづくりへの波及を図ってきました。
評価	C

項目⑤	住民参加型の福祉サービスの担い手の育成
地域福祉活動計画の方向性	市社会福祉協議会が行っている、「ふれあい・いきいきサロン事業」や「みんなのデイサービス事業」を地域福祉活動の実践の場として活用することにより、地域住民の活動への理解がすすみ、ボランティアの情報発信・情報提供やボランティア養成講座等を通して、地域福祉活動を担う人材の発掘と育成に努めます。

目標達成状況	<p>「みんなのデイサービス」では、ボランティアの人数が少ない地区があり、声かけなどを行っていますが、担い手不足が課題となっています。</p> <p>また、「ふれあい・いきいきサロン事業」では、区長や民生委員児童委員、福祉協力委員などが中心となり、役割分担のもと、地域づくりを進めていくために周知啓発を行っています。</p> <p>さらに、地域住民一人ひとりが地域を担う一員であることを啓発する取り組みも行っています。</p>
評価	C
原因・4次計画の方向性	<p>住民参加型福祉サービスの担い手を育成するため、地域住民一人ひとりが地域を支える一員であるという意識を高める取り組みを推進します。広報活動を強化し、成功事例や活動内容を紹介することで、住民の関心を引き出します。</p> <p>また、民生委員児童委員や福祉協力委員を中心に、役割分担を見直し、地域全体で支える重層的な体制を構築します。</p> <p>さらに、短期的な活動から始められるプログラムや研修を導入し、幅広い世代が参加できる仕組みを整備します。これらを通じて、住民参加型福祉サービスの持続可能な担い手育成を目指します。</p>

項目⑥	研修生等の受け入れの促進
地域福祉活動計画の方向性	<p>地域福祉の推進を目的に児童・生徒の交流・体験学習や、実習・研修の受け入れを積極的に行い、地域福祉への関心や、福祉に関する問題を解決する態度を育てています。</p> <p>また、市社会福祉協議会及び地域包括支援センターは専門職資格取得の履修施設となることから、地域に根差した医療福祉関係の人材育成のため、宮崎医療福祉専門学校の実習生など、積極的に受け入れを行います。</p>
目標達成状況	実習生の受け入れについては、看護科、社会福祉士養成校の受け入れを行っています。令和6年度からは専門職養成のカリキュラムが大きく変わったことから、看護師養成は講義のみを行っています。職場として現場の実施状況を伝えています。
評価	A
原因・4次計画の方向性	引き続き、研修生の受け入れ促進を図るため、看護科や社会福祉士養成校と連携し、現場での実践を重視した研修プログラムを拡充します。

【施策3】包括的な相談支援の推進

項目①	高齢者への相談支援の充実
地域福祉活動計画の方向性	<p>市社会福祉協議会は、地域包括支援センター、在宅介護支援センターと連携し、高齢者の総合相談窓口として、身近な場所で専門的な相談を行うとともに、自ら出向くことができない相談者には訪問による相談を行うなど、きめ細やかな相談対応を行っています。</p> <p>また、介護・福祉・保健・医療の関係者や住民等と一緒に地域のネットワークを構築し、高齢者が介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで送れるように支援を行う地域包括ケアシステムを推進していきます。</p>
目標達成状況	<p>相談支援では、コロナ禍にあっても、電話相談やメールの活用、来所相談、訪問相談でも感染対策を行うなどして対応しています。総合相談から、再度専門性が求められる権利擁護の分野や障害分野などの中核機関の存在があり、連携することでより相談対応の焦点化ができ、支援のスピード化が図れているように感じています。</p> <p>今後は、分野を超えて共通課題の解決ニーズの高い方への支援の体制が求められます。医療機関との連携や情報共有が必須の状況となっており、地域の医療機関との連携は図りやすくなりましたが、連携システムであるICT化は進んでいない状況です。</p>
評価	A
原因・4次計画の方向性	<p>高齢者への相談支援の充実を図るため、専門性が求められる分野（権利擁護、障害、医療など）との連携を強化し、総合相談窓口を中心とした一元的な相談対応を推進します。</p> <p>また、多職種連携会議を定期開催し、分野を超えた課題解決を図るとともに、利用者ニーズに応じた個別支援計画を策定する柔軟な支援体制を構築します。</p>

項目②	障がい者への相談支援の充実
地域福祉活動計画の方向性	<p>市社会福祉協議会は、障がい者相談支援事業所（西都市障がい者生活サポートセンター「なごみ」）において、障がい者や保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、適切なサービスの利用に繋げていきます。</p> <p>また、障がい者の高齢化や「親なき後」等を見据え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、自立支援協議会の開催について市に協力し、関係機関との連携を強化します。</p> <p>さらに、専門的な支援が必要な相談に対しては、各種専門機関の情報提供を行います。</p>
目標達成状況	相談支援専門員を2名配置し、適切なサービス支援・提供を行っています。
評価	A
原因・4次計画の方向性	障がい者への相談支援の充実を図るため、福祉、医療、教育、就労支援などの分野を超えた連携体制を強化します。相談支援専門員を中心に、行政との緊密な連携を図りながら、定期的な連携会議や情報共有を通じて、複雑化した課題に迅速かつ的確に対応します。

項目③	子ども・子育てに関する相談支援の充実
地域福祉活動計画の方向性	<p>複雑・多様化する個々のニーズや家族の状況等に応じて課題解決が図れるよう、関連部署と連携して対応していきます。</p> <p>また、ひとり親家庭については、各種給付金事業や貸付制度の紹介等を行い、子育てしやすい環境づくりに努めています。更に、専門的な支援が必要な相談に対しては、各種専門機関の情報提供を行います。</p>
目標達成状況	<p>ひとり親世帯を含め、子どもの教育資金などについて相談対応を行っており、優先すべき制度があれば説明し、相談窓口を紹介しています。</p> <p>また、必要があれば面談を行い生活福祉資金貸付やたすけあい資金貸付制度を検討しています。</p>
評価	A

項目④	地域住民による相談支援の充実
地域福祉活動計画の方向性	<p>各区福祉推進会を構成する区長や民生委員児童委員、福祉協力委員等と連携しながら、地域における互助・共助の取り組み（見守り・支え合い・助け合い）を推進していきます。</p> <p>特に、民生委員児童委員や福祉協力委員は、身近な相談窓口となることから、研修会を開催し、知識等の習得や関係機関との連携・ネットワークの構築を図ります。</p>
目標達成状況	<p>コロナ禍もあり、一同に会する場の制限に伴い、意見交換や研修会などの実施ができていませんでした。その中で、福祉協力委員の活動の手引きを作成し、委嘱状交付時に併せて配布しています。</p> <p>また、市社会福祉協議会ホームページに掲載し、区福祉推進会や出前講座などで周知を図っていますが、十分ではありません。</p> <p>福祉協力委員の役割や活動については、地域ごとに差があることを認識しています。互助・共助については、市社会福祉協議会や包括支援センターの協働のもと、出前講座や広報誌などを通じて周知啓発しています。</p>
評価	C
原因・4次計画の方向性	<p>地域住民による相談支援の充実を図るため、地域ごとの特性や課題を考慮した柔軟な相談支援体制を構築します。福祉協力委員の役割や活動について、広報誌やSNS、動画コンテンツを活用して広く周知し、地域住民が主体的に支え合う仕組みを促進します。研修会や意見交換会を定期的に開催し、地域住民の相談支援スキルを向上させる機会を提供します。</p>

項目⑤	相談支援の包括化の推進
地域福祉活動計画の方向性	<p>市社会福祉協議会が行っている「ふれあい総合相談センター事業」の取り組みにおいて、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった各福祉行政との分野横断的な連携強化を図ります。</p> <p>また、地域包括支援センターや民生委員児童委員及び市内の社会福祉法人等と各関係機関のネットワークを強化して、課題の早期解決に向けた包括的な支援体制のさらなる充実に取り組みます。</p> <p>さらに、身近な相談窓口の情報提供について、市と連携して取り組みます。</p>
目標達成状況	<p>ふれあい総合相談については、西都市の悩みごと相談窓口一覧に掲載されています。生活に関するさまざまな困りごとの相談を受け、行政や地域包括支援センター、民生委員児童委員、市内の社会福祉法人などと連携して課題解決に向けて対応していますが、まだまだ相談できずに困っている方もいると思われます。無料法律相談は市の広報誌やお知らせで案内されています。</p> <p>また、地域包括支援センターでは、民生委員児童委員や市内の社会福祉法人とのネットワークを通じて相談機能を強化しており、相談件数もほぼ年間を通じて横ばいの状態です。</p>
評価	B
原因・4次計画の方向性	<p>相談支援の包括化を推進するため、行政、地域包括支援センター、基幹型相談支援センター、民生委員児童委員、市内社会福祉法人などのネットワークを強化し、相談件数の増加と支援の質向上を図ります。</p> <p>さらに、重層的支援会議設置に向けて、相談支援に携わるすべての機関が利用できる共通のマニュアルやツールを作成します。</p> <p>また、広報活動を通じて相談窓口の認知度を向上させるとともに、相談のハードルを下げるためのアクセス改善に取り組みます。</p>

【基本目標2】つながる安心社会づくりの推進

【施策1】小地域福祉活動の活性化

項目①	住民自治活動・小地域福祉活動の活性化
地域福祉活動計画の方向性	<p>地域における自治活動や福祉活動については、地域住民が地域の問題や課題を共有し、相互に理解と交流を深め、地域住民による互助・共助が取り組まれる中で、問題・課題の解決に向けた取り組みが行われてきました。今後も市と連携して、自治公民館活動・福祉推進会活動の充実・強化・育成に努めます。具体的には、これまで取り組んできている地域の福祉力強化推進事業の更なる充実に向け、関係機関と協議を進めています。</p>

目標達成状況	地域の福祉力強化推進事業は、行政区を単位とした事業ですが、自治公民館を複数個所有する行政区では、事業内容の調整が上手くできないなどの理由で、事業実施ができない箇所もありました。近年は、歩いて行ける自治公民館を拠点とした、ふれあい・いきいきサロン事業や百歳体操などが増えてきています。
評価	C
原因・4次計画の方向性	<p>小地域活動の活性化を図るため、行政区単位はもちろんのこと、住民が気軽に参加できる自治公民館を拠点とした活動を推進します。自治公民館では、ふれあい・いきいきサロン事業や百歳体操に加え、子育て世代や若年層も参加できる多様なプログラムを開発します。</p> <p>さらに、自治公民館の運営を支える人材育成や資金調達の仕組みを整備し、活動拠点の持続可能性を確保します。</p>

項目②	ふれあい・いきいきサロンの活性化
地域福祉活動計画の方向性	<p>市社会福祉協議会が支援を行っている「ふれあい・いきいきサロン事業」については、公民館などの身近な活動拠点において、地域住民が主体的に「仲間づくり」「生きがいづくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」などを目的に、市内の約 54%の区福祉推進会（令和元年度現在：32 箇所）で取り組まれており、引き続き事業継続に向けた支援を行います。</p> <p>また、未実施の地区については、立ち上げ支援や実施地区との交流会【ふれあい・いきいきサロン交流会（仮称）】や見学などを計画し、情報交換や地域を越えたつながりをつくるなど、市内全地区での実施に向け、市と連携して取り組みを進めます。</p>
目標達成状況	<p>令和6年度5月現在、43箇所でサロンを実施しており、市が推奨している百歳体操とともに、年間2~3箇所のペースで増えてきています。</p> <p>また、市が実施している百歳体操協力員研修などをきっかけに、地区を超えて見学会を実施している箇所も増えています。市健康管理課や市社会福祉協議会・地域包括支援センターが定期的に情報共有を行い、ふれあい・いきいきサロン事業や百歳体操などのかよいの場や生きがいづくり、役割づくりにつなげています。</p>
評価	B
原因・4次計画の方向性	<p>ふれあい・いきいきサロンの活性化を図るため、地域格差の解消を目指し、不活発な地域への働きかけを強化します。地域特性に応じた柔軟な活動内容を提供し、住民が参加しやすい環境を整備します。</p> <p>また、百歳体操協力員やサロンリーダーの育成を推進し、地域内外の交流を促進することで成功事例やノウハウの共有を図ります。</p> <p>さらに、研修会や地区ごとのワークショップを継続的に実施し、住民が主体的に活動を推進できる体制を構築します。</p> <p>加えて、百歳体操に限らず、趣味活動や世代間交流イベントなど多様なプログラムを導入し、住民の生きがいや役割づくりに寄与します。</p>

項目③	介護予防や閉じこもり防止のための集いの取り組みの推進
地域福祉活動計画の方向性	<p>市社会福祉協議会は、「ふれあい・いきいきサロン事業」を拡充して、地域住民による主体的な介護予防等の取り組みを推進し、健康意識の醸成を図っていきます。</p> <p>また「みんなのデイサービス事業」については、介護予防や閉じこもり防止の観点から取り組みを充実させ、交流の場を提供していきます。</p> <p>さらに、各種出前講座などを関係機関と連携し充実させ、住民の健康教育などにも努めます。</p>
目標達成状況	<p>「みんなのデイサービス」は令和5年度から脳の活性化を目的とし、プリントによる脳トレを実施しています。開始して1年が経ちましたが、当初と比較して理解力や思考力が若干向上し、それを維持できているようです。運動も毎回取り入れていることが良い影響を与えています。年齢的な制約もあるかもしれません、機能の維持には成功しているように思われます。利用中は送迎の車中や市社会福祉協議会に到着後も利用者同士で楽しく会話されるなどし、交流を楽しめています。</p> <p>また、「ふれあい・いきいきサロン事業」は毎年2~3箇所増え、健康や百歳体操、レク、脳トレなどを通じて主体的な介護予防を推進しています。</p>
評価	C

【施策2】市民活動・ボランティア活動の活性化

項目①	市民活動・ボランティア活動への参加促進と連携強化
地域福祉活動計画の方向性	<p>市社会福祉協議会では、ボランティアセンター事業を推進し、市民のボランティア活動に関する相談窓口として、コーディネート業務、体験事業の実施、情報提供等を行います。</p> <p>また、ボランティアコーディネーターを引き続き配置し、関係機関との連携と調整機能の充実強化に努めます。</p>
目標達成状況	<p>市民のボランティア活動の相談窓口として、関係機関と連携し、コーディネートや情報提供を行うよう努めてきました。</p> <p>また、広報誌などでボランティアセンターの機能や市内で活動しているボランティア団体・個人を紹介し、広く周知に努めています。</p>
評価	C

原因・4次計画の方向性	<p>市民活動・ボランティア活動への参加を促進し、連携を強化するため、コロナ禍の影響で縮小した体験事業を再開し、多様な層が参加できる新しい形態のボランティア体験を提供します。広報誌やSNSを活用して、活動の意義や魅力を発信するとともに、実際の活動事例を紹介し、市民の参加意欲を高めます。また、ボランティアセンターを中心に、地域住民、行政、NPO、企業などとの連携を強化し、募集やマッチング、活動支援のコーディネート機能を充実させます。</p> <p>さらに、若年層やシニア層を含む多世代が参加できる活動を企画し、市民活動とボランティア活動を地域全体で活性化させます。</p>
-------------	---

項目②	市民活動・ボランティア活動の拠点の充実
地域福祉活動計画の方向性	<p>総合福祉センター及び生きがい交流広場は、住民のボランティア活動の拠点であり、市社会福祉協議会は、ボランティア養成及び活動の場の提供を行うとともに、来所や電話による相談に柔軟に対応できるボランティアセンターの機能強化に努めます。</p> <p>また、ボランティア団体等に対して、情報提供や助言等を行い継続した活動が行えるよう支援します。</p>
目標達成状況	<p>ボランティア活動についての幅広い相談に対応できるよう関係団体や組織内で連携に努め、機能向上を図りました。現在、ボランティア活動者の高齢化や担い手不足が課題として浮上しており、ボランティア養成などの取り組みや活動の機会提供を各団体と連携して積極的に行う必要があります。</p>
評価	C
原因・4次計画の方向性	<p>市民活動・ボランティア活動の拠点を充実させるため、相談窓口機能を強化し、幅広い相談に対応できる体制を整備します。</p> <p>さらに、担い手不足の課題に対応するため、若年層や現役世代が参加しやすい柔軟なプログラムを提供するとともに、ボランティア養成プログラムを拡充します。</p> <p>また、関係団体や企業との連携を強化し、地域全体で支え合うネットワークを形成します。</p>

項目③	生活支援を必要とする人へのボランティア活動の活性化
地域福祉活動計画の方向性	<p>公的なサービスだけでは対応できない生活課題については、市社会福祉協議会が実施する事業、社会福祉法人が取り組む公益的な事業、地域において福祉推進会等が取り組む事業、そして、ボランティアとしての取り組み等があります。</p> <p>市社会福祉協議会としては、できるだけ地域の区福祉推進会やボランティア活動等による互助・共助の取り組みが充実するように、それぞれの事業をつなぎ、切れ目のない支援を行える環境を構築していきます。</p> <p>また、これまで市の生活支援体制整備協議会において課題となっている「居場所」・「移動支援」・「担い手の育成」については、地域住民等による取り組みも進められているため、市社会福祉協議会としてさらに支援・連携を進めています。</p>
目標達成状況	公的なサービスだけでは対応できない生活課題の把握について、組織内や各関係団体等と連携を図り、支援の方向性について検討することが必要であると考えています。

評価	C
原因・4次計画の方向性	<p>生活支援を必要とする人へのボランティア活動の活性化を図るため、公的サービスでは対応しきれない生活課題の把握を進め、地域全体で共有し、具体的な支援計画を策定します。</p> <p>また、支援者の育成を喫緊の課題と位置付け、ボランティア養成講座や若年層向けの短期プログラムを実施し、幅広い層が参加しやすい柔軟な活動形態を導入します。</p> <p>さらに、行政やNPO、地域包括支援センターとの連携を強化し、支援活動を地域全体で支える仕組みを構築します。加えて、活動の意義や成果を広報し、支援者のモチベーションを高める取り組みを推進します。</p>

【施策3】災害に強い地域づくりの推進

項目①	避難行動要支援者への支援ネットワークづくりの推進
地域福祉活動計画の方向性	<p>避難行動要支援者の支援については、災害発生時に要支援者の避難誘導等を迅速かつ的確に実施する必要があることから、国の指針で示されているように、あらかじめ避難先や支援者を特定しておく「個別避難支援計画」の市による策定が必要になっています。</p> <p>市社会福祉協議会としては、関係機関と連携し、市の策定に協力していきます。</p> <p>また、避難行動要支援者対策には、常時の対象者の把握とともに、支援者や関係機関の連携・ネットワークが重要であることから、関係者・関係機関（区長、自治公民館長等自主防災組織関係者、民生委員児童委員、消防団、介護支援専門員（ケアマネージャー）、地域包括支援センター等）が一堂に会する連絡会議（ネットワーク会議）の開催に協力していきます。</p>
目標達成状況	避難行動要支援者の情報の整理程度にとどまっており、登録世帯数も少ないのではないかと感じています。特に消防団との連携が十分に取れているとは言い難く、消防団の担い手がいないことや、いても災害時に対応できる機能を持ち合わせていないなどの課題があると感じています。事業所の持続計画に沿って、個別援助計画と連携した体制を構築するまでには至っていません。
評価	B
原因・4次計画の方向性	<p>行政が作成する個別避難計画に協力し、地域特性や支援ニーズを反映した計画作成を支援します。</p> <p>さらに、消防団や地域団体との連携を強化し、平時から訓練や情報共有を進めることで災害時対応能力を向上させます。</p> <p>加えて、地域内外の事業所や福祉団体と連携し、多層的な支援ネットワークを構築し、持続可能な体制を目指します。</p>

項目②	自主防災力の強化
地域福祉活動計画の方向性	<p>災害時は、「自分の命と財産は自ら守る」という自助の取り組みとともに、地域住民が支え合い、助け合うことで「自分たちの地域は自分たちで守る」という互助・共助の意識を持って、災害に備えることが重要となっています。そのため、日頃から地域住民同士が連携し、声掛け・見守りの体制を構築していくことができるよう、「地域の福祉力強化推進事業」や「ふれあい・いきいきサロン事業」を通じた互助・共助の意識醸成を推進していきます。</p> <p>また、市社会福祉協議会は、被災者支援のための災害ボランティアセンター運営の主体となることから、災害時におけるボランティア受け入れの訓練や関係者との連携強化に努めます。</p>
目標達成状況	災害時を見据えて、関係団体や地域住民との連携強化に努め、災害ボランティアセンターに関する訓練や研修を実施しています。
評価	B
原因・4次計画の方向性	<p>災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、地域住民や関係団体との連携を平常時から強化します。</p> <p>また、災害ボランティアセンターの役割を周知し、地域住民や団体がスムーズに活用できる体制を整備します。</p>

【施策4】公的福祉サービスの安定的な提供

項目①	高齢者介護福祉サービスの充実
地域福祉活動計画の方向性	市社会福祉協議会は、高齢になっても、介護が必要になってしまって住み慣れた地域で生活していくことができるよう、各関係機関や事業所と連携・情報共有を行い、個別ニーズに対応し自立支援に向けたサービスの提供に努めます。近年、福祉人材の不足や介護事業の経営環境の変化等、介護サービスを取り巻く状況は厳しくなっていますが、地域のニーズに対応できるサービスが提供できるよう、市と協議していきます。
目標達成状況	<p>訪問型サービス事業所の縮小や、介護スタッフの高齢化などの問題が生じており、福祉人材不足への対応については、コロナ5類移行後も進展していません。個々の介護予防の取り組みの推進が必要である一方、介護予防に対する知識の啓発や多様な取り組みの紹介が今後も重要です。</p> <p>なお、市社会福祉協議会が行っていた通所介護事業や居宅介護支援事業については、福祉人材の不足により閉鎖となりました。</p>
評価	B

原因・4次計画の方向性	<p>高齢者介護福祉サービスの充実を図るため、福祉人材の不足に対応すべく、リタイア世代や未経験者を対象にした人材育成講座や介護分野への参入支援策を検討します。</p> <p>また、地域住民への介護予防の知識啓発を進め、地域活動を通じて住民が主体的に予防活動に参加できる環境を整備します。さらに、地域支援力を向上させるため、地域団体や住民を巻き込んだ多層的な支援体制を構築します。行政との協議を重ねて具体的な打開策を模索し、ICT やテクノロジーを活用した効率的なサービス提供を目指します。</p> <p>加えて、市民参加を促進し、介護人材の育成を進めるとともに、福祉教育を拡大し、地域全体で支え合う介護福祉体制を構築します。</p>
-------------	--

項目②	障がい福祉サービスの充実
地域福祉活動計画の方向性	<p>市社会福祉協議会は、障がい者・障がい児又はその家族が望む日常生活や社会生活が送れるよう、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや市の委託による 各種サービスに取り組んでいきます。</p> <p>また、個別課題から地域課題を抽出して、必要なサービス等を施策化するために、自立支援協議会の開催について市に協力していきます。</p>
目標達成状況	適切なサービス提供に努めており、自立支援協議会でも市と協力し実施出来ています。
評価	A
原因・4次計画の方向性	障がい福祉サービスの充実を図るため、自立支援協議会を中心とした市との協力体制をさらに強化し、利用者ニーズに応じた柔軟なサービス提供を推進します。

項目③	子ども・子育て支援サービスの充実
地域福祉活動計画の方向性	<p>地域において、地域ぐるみで安心して子育てができる環境づくりに向けて市及び民生委員児童委員等と連携して取り組みを進めています。</p> <p>また、地域における子ども・子育て支援に関する公益的な取り組みについて、市内の社会福祉法人等と協議・検討を行います。</p>
目標達成状況	各地区民生委員児童委員協議会が、それぞれに子どもの見守り活動を行っています。子ども・子育てに関する社会福祉法人による公益的な取り組みについては、少しずつではありますが、取り組みを進める法人が出てきています。
評価	C
原因・4次計画の方向性	<p>子ども・子育て支援サービスの充実を図るため、相談支援体制を構築し、子育て世帯が気軽に相談できる環境を整備します。</p> <p>また、ひとり親世帯や多子世帯を対象とした支援を強化し、地域住民が主体となる子育て支援ボランティアの育成を推進します。</p> <p>さらに、広報活動を通じてサービス内容を周知し、子育て世帯が安心して利用できる仕組みを整えます。</p>

項目④	保健・健康づくり事業の充実
地域福祉活動計画の方向性	<p>地域住民が生涯にわたり健やかな活力あふれる生活を送るためには、住民一人一人が自分の健康に関心を持ち、健康づくりや介護予防に取り組むことが重要です。</p> <p>市社会福祉協議会及び地域包括支援センターは、健康づくりや介護予防の継続した取り組みに向け、個人としての取り組みと地域におけるグループとしての取り組みについて、情報提供に努め、特に、地域での取り組みについては、より効果的で、健康意識の向上や孤立防止につながることから、区福祉推進会や自治公民館等の組織と連携して取り組みを推進していきます。</p>
目標達成状況	<p>行政区や自治公民館エリアを単位として、出前講座を実施し、自助・互助の必要性について情報発信・啓発し、また地区内で情報・意見交換ができるよう努めました。</p> <p>さらに、地域の通いの場資源集やサロン・百歳体操だよりなどの広報誌を通じて、地区内外への相乗効果と波及を図っています。</p> <p>また、百歳体操の継続については、実施地域の運営サポートや、定期的な行政機関の支援も有効であると考えています。（令和6年6月時点 41箇所）</p>
評価	B
原因・4次計画の方向性	<p>保健・健康づくり事業の充実を図るため、地域住民への介護予防と健康づくりの意識啓発を強化し、継続的な取り組みを支援します。自治公民館エリアや行政区を単位とした健康づくり活動を推進し、地域特性に応じた支援体制を整備します。</p> <p>また、広報誌や SNS を活用して成功事例や活動内容を発信し、他地域への波及効果を促進します。</p> <p>さらに、住民参加型の健康づくり活動を支援し、自助・互助の仕組みを強化します。行政機関や福祉団体との連携を強化し、運営サポートや定期的な支援を通じて、地域の健康づくりを支える持続可能な体制を構築します。</p>

項目⑤	生活困窮者支援の充実
地域福祉活動計画の方向性	<p>市社会福祉協議会は、市をはじめ関係機関と連携し、個々の世帯の状況に寄り添った、伴走型の相談支援を行っていきます。</p> <p>また、市内の社会福祉法人等との協働により地域における公益的な取り組み（「みやざき安心セーフティネット事業」や「西都市フードバンク事業」など）を実施し、公的制度では対応できない支援を今後も関係団体と連携して取り組んでいきます。</p>
目標達成状況	<p>生活困窮者支援については、西都市福祉事務所が行う生活困窮者自立支援機関の相談支援員と連携しています。自立に向けた相談支援を行い、必要な場合には「みやざき安心セーフティネット事業」や「西都市フードバンク事業」の制度を利用しています。</p> <p>生活困窮はさまざまな課題が絡み合い、早期の解決が難しい場合多いため、相談者に寄り添った相談支援を心掛けています。</p>
評価	A

原因・4次計画の方向性	<p>生活困窮者支援の充実を図るため、相談支援体制を強化し、相談件数の増加に対応できる体制を構築します。支援員の専門性向上を図るとともに、多分野が連携する重層的支援体制を整備し、個別の支援計画に基づく包括的な支援を推進します。</p> <p>また、「みやざき安心セーフティネット事業」や「西都市フードバンク事業」の活用を促進し、緊急時にも柔軟に対応できる仕組みを強化します。</p> <p>さらに、地域住民や関係機関との連携を強化し、生活困窮者の早期発見と支援を進めます。</p>
-------------	--

【施策5】権利擁護の推進

項目①	人権啓発・人権教育の推進
地域福祉活動計画の方向性	市社会福祉協議会は、人権啓発推進協議会の構成団体として、市及び関係団体と連携して、取り組みを進めていきます。
目標達成状況	市が主催する人権啓発に関する委員会に構成団体として出席しています。
評価	A
原因・4次計画の方向性	<p>人権啓発・人権教育の推進において、市が主催する人権啓発に関する委員会への参加を通じ、市の取り組みに積極的に協力します。</p> <p>加えて、内部での人権意識向上を目的とした研修を実施し、支援活動の質を高めていきます。</p>

項目②	虐待防止の推進
地域福祉活動計画の方向性	<p>虐待やDV（家庭内暴力）を未然に防いだり、早期に発見したりするためには、一番身近な存在となる地域住民の日頃の見守り活動や迅速な情報提供が重要になるため、市社会福祉協議会は、高齢者や障がい者、子ども等に対する虐待の防止、早期発見、早期対応ができるよう地域における見守り体制の構築に努めるとともに、相談支援において地域包括支援センターをはじめ、関係機関との連携を強化していきます。</p> <p>また、虐待やDVの疑いのある場合は、発生した情報を整理して、早期に終結できるように、マニュアルに沿って、市を中心に支援会議を重ね、情報を整理して、対応していきます。</p> <p>さらに、関係機関等に、事例を参考にしながら、虐待防止の啓発を行います。</p>
目標達成状況	地域包括支援センターでは、虐待やDVの疑いがある場合、発生した情報を整理し、早期に終結できるように、マニュアルに従って市を中心に支援会議を重ね、情報を整理して対応しています。
評価	A

原因・4次計画の方向性	<p>虐待やDVの早期発見と迅速な対応を強化するため、市を中心とした支援会議への参加を継続し、情報共有と適切な対応を進めます。</p> <p>また、法人内の虐待防止委員会を中心に、専門的な対応能力の向上を図り、定期的な会議や研修を通じて関係者の意識向上を推進します。</p> <p>さらに、地域住民や関係機関との連携を強化し、見守り体制を構築することで、虐待やDVの未然防止を目指します。</p>
-------------	--

項目③	判断能力が不十分な方への支援の推進
地域福祉活動計画の方向性	<p>市社会福祉協議会は、判断能力が不十分な方への支援として、利用者との契約により福祉サービスの利用に関する支援や金銭管理サービス等を行う日常生活自立支援事業（宮崎県社会福祉協議会委託事業）と、家庭裁判所の審判によって成年後見人等を受任し、契約行為や財産管理を行う法人後見事業を取り組んでおり、引き続き支援に努めます。</p> <p>また、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安がある方の対策を市と検討すると共に、成年後見制度利用促進法に規定する市の利用促進計画の策定及び広報・相談機能等を持つ市の中核機関の設置について、市の取り組みに協力していきます。</p>
目標達成状況	<p>判断能力が不十分な方への支援として、日常生活自立支援事業や法人後見事業を行っています。</p> <p>また、令和4年度には成年後見制度利用促進の中核機関である西都市成年後見支援センターを受託し、相談・広報・啓発を行ってきました。西都市の策定した西都市成年後見利用促進基本計画に沿って、センター機能増強に努めています。</p>
評価	A
原因・4次計画の方向性	<p>判断能力が不十分な方への支援を充実させるため、日常生活自立支援事業や法人後見事業を継続的に運営し、成年後見支援センターの機能をさらに強化します。西都市成年後見利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用促進を推進とともに、次期基本計画の策定に協力し、地域ニーズを反映した計画作成を支援します。</p> <p>さらに、地域住民や関係機関と連携し、多層的な支援体制を整備し、地域全体で判断能力が不十分な方を支える仕組みを構築します。</p> <p>また、成年後見制度や支援事業の内容を広く周知し、利用促進を図るための啓発活動を展開します。</p> <p>加えて、支援者の育成や相談対応の専門性向上に取り組み、安心して利用できる支援体制を構築します。</p>

【基本目標3】時代に合わせた新たな仕組みづくりの推進

【施策1】新たな地域課題への対応

項目①	事業所等による地域貢献の促進
地域福祉活動計画の方向性	<p>市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な事業所として、新たな課題に対しても、市や関係機関と連携し積極的に対応を検討していきます。</p> <p>また、市内に事業所を置く社会福祉法人と連携・協働して地域における公益的な取り組みとして実施してきた事業（「みやざき安心セーフティネット事業」、「西都市フードバンク事業」、「すっきりクリーン事業」）の成果を基に西都市社会福祉法人連絡会を令和2年度に設置したところであり、新たな地域課題への対応についても積極的な取り組みを検討していきます。</p>
目標達成状況	<p>社会福祉法人が連携・協働しながら、地域の方々の生活上の困りごとに対して相談援助などを行う取り組みである「みやざき安心セーフティネット事業」では、市社会福祉協議会相談員と社会福祉法人相談員とが連携し、生活に困っている方に対して、自立に向けた支援を行いました。（令和2年度から5年度13件）</p> <p>また、西都市フードバンク事業やすっきりクリーン事業については、法人間で連携し取り組みを継続することができていますが、新たな地域課題への積極的な対応については、取り組むことができていません。</p>
評価	C

項目②	交通弱者・買い物難民への支援方策の検討
地域福祉活動計画の方向性	<p>運転免許返納者の移動の問題等については、地域包括支援センターが状況把握や情報提供に努めていますが、移動支援の問題は市の生活支援体制整備協議会の中でも課題となっており、早期の対応が求められている状況にあることから、市社会福祉協議会は、既存のサービスの中で買い物支援等を取り入れたり、市内の社会福祉法人の公益的な取り組みとして研究を進めるなど、早期に具体的な検討を行っていきます。</p>

目標達成状況	<p>市の生活支援体制整備事業の中で、市社会福祉協議会の10人乗り車両を貸し出し、地域役員が運転するかたちでの買い物サロンを実施検証しました。</p> <p>また、市内の社会福祉法人の公益的な取り組みの中で車両や運転手の提供等により移動問題の解決への協議を行ってきましたが、具体的に移動支援の手立てを生み出せていない状況です。現状としては、自助・互助の啓発により、地域住民同士による乗り合わせ等支え合いへの充実を図っています。また、みんなのデイサービス事業の中で、穂北・三納・三財・東米良地区にて買い物支援を行っています。</p>
評価	D
原因・4次計画の方向性	<p>交通弱者・買い物難民への支援を強化するため、地域住民同士の自助・互助による乗り合わせや支え合い活動を推進します。</p> <p>また、市社会福祉協議会や社会福祉法人が保有する車両を活用するなどし、市の生活支援体制整備事業と連携して柔軟で利用しやすい移動支援サービスを検討します。</p> <p>加えて、公共交通機関や企業と協働し、持続可能な移動支援体制を構築するとともに、ICTを活用した新たな仕組みを検討し、移動問題の解消を目指します。</p>

項目③	「共生型サービス」の実施促進
地域福祉活動計画の方向性	市社会福祉協議会は、分野ごとの福祉制度の枠組みを超えて、障がいサービスの相談員と介護保険の介護支援専門員（ケアマネージャー）が連携して切れ目のない利用者支援を行う相談体制と、事業所を変わることなくサービスを提供できる取り組みを行なっており、今後さらに情報収集などをすすめ、共生社会の実現に向け取り組んでいきます。
目標達成状況	障がいサービスの相談員と介護保険の介護支援専門員（ケアマネージャー）が連携して適切なサービス提供を行っています。
評価	A
原因・4次計画の方向性	共生型サービス実施促進については、障がいサービスの相談員と地域包括支援センター・や介護保険の介護支援専門員（ケアマネージャー）との連携を維持し、適切なサービス提供を支援します。

項目④	「サービスの総合化」の取り組みの推進
地域福祉活動計画の方向性	各福祉制度における個別支援を通して、地域の課題や生活上の課題の把握に向け情報を収集し、地域のニーズに応じて、在宅福祉サービスにおける新たな事業開発や事業展開に向けた取り組みを、市・関係事業所と協議しながら検討を進めています。
目標達成状況	高齢者や障がい者などの生活課題や、福祉教育やボランティアセンター、災害ボランティアセンター、災害時避難行動要支援者の把握に関する取り組みなどにおいて、市福祉事務所や健康管理課、教育委員会、危機管理課などと連携し、個別・地域課題の解決を図っています。在宅福祉サービスにおける新たな事業開発については、地域包括支援センター・や健康管理課等と連携しています。
評価	C

原因・4次計画の方向性	<p>サービスの総合化を推進するため、市福祉事務所、健康管理課、教育委員会、危機管理課などの連携をさらに強化し、個別・地域課題の解決に取り組みます。高齢者や障がい者を含む生活課題に対して包括的な支援体制を構築するとともに、在宅福祉サービスの強化を含む新たな事業開発に向けた取り組みを進めます。</p> <p>地域特性や住民ニーズに応じた柔軟なアプローチを導入し、地域住民やボランティアとの協働を通じた課題解決を目指します。</p>
-------------	---

【施策2】担い手・財源の有効活用方策の検討

項目①	住民自治・地域福祉団体の再編の促進
地域福祉活動計画の方向性	<p>市社会福祉協議会は、地域の自治会組織等への加入状況や役職担い手の確保等の課題が地域福祉活動にも大きな影響を与えていることから、区長連絡協議会、自治公民館連絡協議会、民生委員児童委員協議会、地域づくり協議会など地域福祉活動関係団体が参加して意見交換を行う場の設置を市とともに検討していきます。</p> <p>また、福祉推進会の取り組みについて、情報共有や地域の特性に応じた取り組みを検討するため、地区（中学校区）ごとに関係機関・団体等による事業推進連絡会（仮称）を設置し、地域福祉活動を推進していきます。</p>
目標達成状況	<p>令和2～4年度のコロナ禍において、地域福祉活動の各行事や研修会などが実施できていませんでした。</p> <p>しかし、令和3年度には区長、自治公民館、民生委員児童委員、各地域づくり協議会の会長や副会長などが一堂に会し、公民館や区福祉推進会、各地区の地域福祉活動の今後の展開に向けて意見交換を行いました。</p> <p>また、Withコロナの状況を踏まえ、集合型だけでなく、訪問によるつながりづくりの必要性についても周知に努めました。</p> <p>さらに、公民館や班、ご近所同士などの小規模な単位でのつながりづくりを広報啓発しました。令和6年度5月には、妻・三納・都於郡・三財地区で区長、民生委員児童委員が一堂に会し、地域福祉活動のあり方について情報共有を図りました。</p>
評価	C
原因・4次計画の方向性	<p>住民自治・地域福祉団体の再編を促進するため、地域福祉活動に関する意見交換や情報共有の場を定期的に開催し、地域リーダー間の連携を強化します。</p> <p>また、集合型だけでなく訪問型やオンラインを活用したつながりづくりを展開し、公民館や班など小規模単位での活動を支援します。</p> <p>さらに加えて、地域住民が主体的に活動に関与できる環境を整え、若年層や現役世代の参加を促進します。広報啓発活動を充実させ、活動の成果を発信することで、地域住民の意識向上と参加意欲を高めます。</p>

項目②	施設の有効活用の促進
地域福祉活動計画の方向性	住民主体の地域福祉活動組織（区福祉推進会、自治公民館）に対し、民間企業や福祉施設のスペース等を、通いの場などを求めている地域住民につなぐことで、地域資源の有効活用を図ります。

目標達成状況	市が指定管理している生きがい交流広場や保育所が管轄する施設、障がい者就労支援施設などの場について情報を把握し、またスーパーとの交渉を行なながら、個別・地域ニーズへの解決につながるよう情報収集やマッチング支援に努めています。 コロナ禍で施設の使用制限をかけたこともあり、指定管理施設の利用者数はコロナ禍以前と比較し少なかったです。
評価	D
原因・4次計画の方向性	指定管理を受けている施設（地域福祉センター及び老人福祉センター）での新たな事業を創出し、施設の有効活用に努めます。

項目③	財源の確保
地域福祉活動計画の方向性	市社会福祉協議会は、地域福祉活動の財源として、各世帯からの会費、市からの委託金及び補助金、赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金などからの助成により事業を実施しています。地域福祉活動（地域課題の解決など）を行うために必要な財源確保に向けて、住民に分かりやすい情報提供及び啓発活動に努めています。
目標達成状況	さいと社協だよりは、令和5年度は年3回で10,200部を回覧文書と一緒に配布をお願いしたり、公共施設に配布しました。 また、HPにも随時、活動報告などを掲載するように努めました。（再掲）
評価	B
原因・4次計画の方向性	民間助成金の活用や地域企業・団体との連携を進め、寄付やクラウドファンディングを活用した新たな財源確保策を展開します。 また、福祉活動の重要性や成果を地域住民や企業・団体に広報し、行政との協働を強化することで、安定した財源確保と持続可能な福祉活動を目指します。 さらに、中長期的な財源計画を策定し、透明性を持った運営で地域全体の信頼を得られる体制を構築します。

項目④	介護福祉サービス事業所の労働生産性の向上
地域福祉活動計画の方向性	市社会福祉協議会は、介護サービスの生産性の向上にむけて、IT化の推進、業務の明確化と役割分担、記録・報告様式等の情報共有の工夫、職員研修の取り組み等により、事務処理の効率化に努めます。
目標達成状況	職員の負担軽減・事務処理の効率化は進んでいません。
評価	D
原因・4次計画の方向性	IT化に向けた調査・研究を行なっています。

【施策3】多分野・多職種協働の体制づくり

項目①	地域での多分野・多職種協働の体制づくり
地域福祉活動計画の方向性	課題に応じた支援が包括的に提供されるように、多分野・多職種の関係者による研修会や情報を共有できる会議を開催するなど、市とともに体制づくりを推進します。
目標達成状況	個別事例や市の生活支援体制整備事業・災害ボランティアセンター設置・運営等を通じて、市庁舎内の関係部署や団体等との連携・協働につとめています。
評価	C
原因・4次計画の方向性	<p>地域での多分野・多職種協働の体制づくりを推進するため、市庁舎内の関係部署や団体との既存の連携体制を維持・深化させます。</p> <p>また、医療、教育、福祉、行政、企業など他分野・多職種との新たな連携を開拓し、地域の多様な課題に包括的に対応する体制を構築します。</p> <p>さらに、地域住民やボランティア団体を含めた協働の場を設け、地域資源を活用した多分野間の連携を促進します。地域課題を共有し、それぞれの専門性を活かした課題解決型の協働モデルを導入するとともに、成果を検証して他地域へ展開します。</p> <p>加えて、研修や情報共有の場を整備し、関係者間のスキルや知識の向上を図ります。</p>

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市は、自治公民館活動や区福祉推進会活動、子ども会、高齢者クラブなど、身近な地域を単位とした地域福祉活動が根づいており、学校、保育所（園）・幼稚園・認定こども園、福祉事業所、企業・商店など、様々な組織・団体が地域に根ざした活動を行っています。こうして築き上げた人のネットワークにより、災害、犯罪など、万が一の事態に備え、お互いに見守り、支え合って成り立っています。

人口減少、高齢化が進む中で、今後も、西都市民が地域でいきいきと安心して暮らし続けられるよう、本計画においては、第3次計画の基本理念を踏襲し、「みんなで支え合う地域福祉のまち・西都」をめざしていきます。

みんなで支え合う地域福祉のまち・西都

2 基本目標

基本理念を実現するため、以下の3つの基本目標を設定します。

（1）地域共生社会の実現に向けた体制づくり

特定の人が支援の「支え手」となり、「受け手」となるのではなく、誰もが、「我が事」として地域づくりに参加する意識の醸成を図るとともに、人材の育成とネットワーク化、包括的な相談支援の推進により、地域共生社会づくりを進めます。

（2）地域共生社会を支えるつながる安心づくり

小地域福祉活動をはじめとするインフォーマルな福祉[※]と、公的福祉サービスの両輪により、生活課題の改善・解決が図られ、災害や権利侵害などに対しても安心して生活できる「つながる安心づくり」を進めます。

※インフォーマルな福祉：家族や地域による支援等が含まれ、介護保険制度など制度に基づかない支援のことです。

(3) 多様な課題に応える重層的支援体制の構築

「買い物難民」など福祉分野だけでは解決できない課題の発生など、時代が大きく変化する中で、年代別、分野別に縦割りに支援するのではなく、専門職や地域住民が多職種協働で「丸ごと」包括的に支援する仕組みづくりを進めます。

3 施策の体系

基本目標をめざし、以下の体系で施策を推進します。



4 分野別施策の推進

分野別施策は以下のとおりです。なお、施策項目ごとに、市社会福祉協議会の地域福祉活動計画の取り組み方向も併せて掲げます。

【基本目標1】地域共生社会の実現に向けた体制づくり

【施策1】「我が事」意識の醸成

地域住民が市内に存在する様々な生活課題を「我が事」と感じ、福祉活動に積極的に参加するためには、福祉に関する多様な情報提供と意識啓発が不可欠です。

広報、電子媒体の積極的な活用を図るとともに、学校や地域で福祉に関する教育・学習を進め、「我が事」意識の醸成につなげていきます。

ア. 広報、電子媒体の積極的な活用

【地域福祉計画の方向性】

様々な広報媒体、インターネットなどで、難しい福祉制度をわかりやすく情報提供するとともに、心温まるエピソードの紹介などを通じて、市民の「ともに支え合い、自分らしく活躍できる」福祉意識の啓発を図ります。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	地域課題を住民が身近に感じられるよう、見やすく読みやすい情報を発信します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の課題を取り上げた「地域課題レポート」の発行 ■ 課題や活動状況を SNS やホームページで動画や写真を交えて発信 ■ 地域住民の成功事例を取り上げた「社協だより」を定期的に発行
目指す効果	SNS や広報活動を通じて、若年層や子育て世帯を含む幅広い層に向けた情報発信の強化と内容が改善されます。

イ. 福祉教育の推進

【地域福祉計画の方向性】

市内の小中学校では、各学校での創意工夫のもと、また、地域の協力のもと、福祉について考え、体験し、理解を深めるとともに、子どもから高齢者まで、生涯を通じた福祉教育を進め、学校と地域の連携を強化します。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	次世代の地域福祉リーダーを育成し、地域課題に関する理解を深めます。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育委員会や学校と連携し、児童・生徒を対象に地域課題を学ぶ授業の展開 ■ 地域住民や福祉団体を講師とする特別授業の開催 ■ 地域活動に参加する体験学習をカリキュラムに取り入れる ■ 地域の課題を題材にした児童・生徒向けフィールドワーク、ワークショップの開催
目指す効果	次世代の地域福祉リーダーを育成し、持続可能な地域福祉活動が展開されます。

ウ. 市民・団体の学習の促進

【地域福祉計画の方向性】

関係課・関係機関が連携しながら、市民・地域活動団体を対象とした、福祉に関する学習機会の充実を図り、市民一人ひとりが「我が事」として取り組む機運の醸成に努めます。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	地域課題を住民が「我が事」として捉え、解決策を共に考える場を提供します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各地域で定期的に住民座談会を開催し、地域特有の課題や解決策について意見の交換 ■ 専門家や地域リーダーを招き、課題の背景や成功事例の共有 ■ 座談会で出た意見を計画に反映し、住民の声が活動に反映される仕組みの整備 ■ 地域課題をテーマにした「世代間ディスカッション」イベントの開催
目指す効果	幅広い住民層が地域課題に関心を持ち、「我が事」として捉える意識が向上します。

【施策2】人材の育成と相談・支援機関等のネットワーク化

福祉活動を担うのは「人」であり、地域福祉力を高めるのは、「人」と「人」のつながり、ネットワークです。地域で自主的に多様な公益的活動を行う人材や、福祉事業所で職業として福祉事業を携わる人材の育成を図るとともに、それらの連携強化を図り、地域福祉力の強化につなげていきます。

ア. 民生委員児童委員の活動促進

【地域福祉計画の方向性】

民生委員法や児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱された無報酬の地方公務員である民生委員児童委員が、地域住民の身近な相談を受け、専門機関に的確につないでいくよう、民生委員児童委員協議会への支援、民生委員児童委員の初任者研修等の活用を通じて、民生委員児童委員の資質向上を図り、関係機関の連携に努めます。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	民生委員児童委員の担い手不足を解消し、活動の幅を広げます。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■若年層やリタイア後の世代を対象に、民生委員児童委員の魅力を伝える広報活動の展開 ■活動負担を軽減するための業務分担や役割の再整理 ■既存委員への定期的なフォローアップ研修を実施し、スキル向上を支援
目指す効果	福祉活動に関わる担い手が増え、地域全体での支え合いが強化されます。民生委員児童委員の基盤的な人材の役割が明確化され、活動の質が向上します。

イ. 福祉協力委員の活動促進**【地域福祉計画の方向性】**

市社会福祉協議会が委嘱し、民生委員児童委員等と協力しながら、地域住民の身近な相談を受け、専門機関につなぐ役割を担う福祉協力委員は、本市の福祉に携わる重要な人材であり、市社会福祉協議会が行う育成活動に協力していきます。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	地域福祉の基盤として福祉協力委員の活動を充実します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■地域特性に応じた福祉協力委員の役割を整理し、住民に周知 ■新規委員の養成研修を開催し、活動に必要な知識やスキルの提供 ■委員同士が交流し、課題を共有できる「福祉協力委員フォーラム」の実施
目指す効果	福祉協力委員に関する広報活動を強化し、情報共有を円滑に進め、基本的な役割を統一することで、活動の質が向上します。

ウ. 事業所・団体の人材育成と連携強化**【地域福祉計画の方向性】**

各福祉事業所や福祉団体が、研修等を通じて、組織を担う人材の育成を図ることを促進するとともに、地域内外の連絡会等を通じて、互いに頼りあえる人間関係づくりに努めます。わが国全体として将来的な担い手不足が懸念される福祉人材の確保について、国や県、宮崎県福祉人材センターなど関係機関と連携しながら、処遇改善や離職防止等に向けた取り組みを推進します。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	地域の事業所や団体と連携し、地域福祉を支える担い手を育成します。
内容	■事業所や関係機関や団体向けに地域福祉の視点を取り入れた研修の開催
目指す効果	事業所や団体との連携を強化し、ボランティア活動に参加しやすい環境整備を行い、学びややりがいを感じられる仕組みが整備される。

工. 地域での人材育成と連携強化**【地域福祉計画の方向性】**

既存の制度やサービスでは解決が困難な制度の狭間の問題など、複雑化・複合化する課題に対応するため、「コミュニティソーシャルワーク[※]」の理念を取り入れ、地域住民や多職種によるネットワークの形成や社会資源の開発に努めます。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	地域住民同士の支え合いを強化し、地域全体での福祉力を向上します。
内容	■役割に応じた研修プログラムの提供 ■住民同士が地域課題を話し合う「住民座談会」の定期開催 ■世代間交流を促進する地域イベントの企画
目指す効果	地域課題を共有し、地域住民が主体的に参画できる仕組みを作り、地域住民一人ひとりが地域の担い手である意識を高めることができます。

※**コミュニティソーシャルワーク**：地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援とそれらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって総合的に展開する実践のことです。

オ. 住民参加型の福祉サービスの担い手の育成

【地域福祉計画の方向性】

福祉サービスは、専門職など、職業として活動する担い手だけでなく、自主・非営利のボランティアが担うことで、幅広いニーズに対応できることから、住民参加型の福祉サービスの担い手の育成に努めます。とりわけ、高齢者介護福祉分野において、「生活支援体制構築事業」の担い手の育成に努めます。

また、これまで地域福祉活動に参加できなかった人や、新たな人材の参加を促進するため、自治体や民間団体等が行う住民や利用者等の交流事業の実施を支援します。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	地域住民が主体となる福祉サービスを展開し、参加意識を高めます。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■初心者でも気軽に参加できる体験イベントの定期開催 ■活動の魅力や意義を住民に伝える広報活動の強化 ■SNS や社協だより等の広報誌を活用した担い手募集キャンペーンの展開 ■活動者同士が経験を共有し、学び合える場の設置
目指す効果	住民が主体となる福祉サービスを支える担い手を増やし、参加しやすい仕組みを整備します。住民の意識を高めることで、地域全体で支え合いの文化を醸成し、持続可能な福祉活動を推進します。

多様な主体による生活支援サービスの重層的な提供

- 高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援
- ・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取り組みを全国展開
 - ・「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置などに対する支援



参考：国が描く生活支援体制構築事業の構築イメージ

力. 研修生等の受け入れの促進

【地域福祉計画の方向性】

引き続き福祉に携わる学生・研修生等の研修・実習を要請に応じて受け入れ、将来にわたるわが国の福祉の発展につなげていきます。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	次世代を担う福祉・医療分野の人材を育成し、地域での就業や活動を促進します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 研修生が地域の課題に触れ、自ら考え方行動する機会の提供 ■ 現場体験に加え、地域での成功事例を学べる講座の実施 ■ 職員の「実習指導者研修」への参加のサポート
目指す効果	福祉や医療分野での研修生や実習生の受け入れを拡充し、現場体験を通じて次世代の担い手を育成します。

【施策3】包括的な相談支援の推進

高齢者介護や障がい福祉の分野では、専門の相談員が、複数のサービスの中から最適なサービスを組み合わせ、サービスの提供側が連携してその人の支援計画をプランニングしていく「ケアマネジメント」が制度化されています。分野ごとのこうした個別支援計画に基づく相談支援を推進とともに、複合的な生活課題に対しても、多機関・多職種による包括的な相談支援を展開していきます。

ア. 高齢者への相談支援の充実

【地域福祉計画の方向性】

市福祉事務所と市内2箇所の地域包括支援センターを中心に、高齢者の介護福祉をはじめとする様々な相談を受け、適切なサービス・支援につなげていきます。

また、本市における包括的な相談支援体制の整備を促進させるため、他の自治体の取組事例の紹介や市町村間の情報共有を進めていきます。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	高齢者が抱える多様な課題に迅速かつ的確に対応する相談支援体制を整備します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者やその家族が気軽に相談できるワンストップ窓口を地域に整備 ■ 多機関協働を円滑に進めるため、情報共有や意思決定を支援するツールの開発（重層的支援会議開催に向けたツールの開発と活用） ■ 専門職（福祉、医療、介護）が連携して対応する仕組みの導入
目指す効果	高齢者や家族が安心して相談できる場が整備され、多機関協働による重層的支援体制が構築されます。

イ. 障がい者への相談支援の充実

【地域福祉計画の方向性】

市は、令和4年7月から、西都市圏域の総合相談支援機関として「基幹相談支援センター」を開設し、各市町村の行政機関、教育、就労、福祉、医療、相談支援事業所と連携し、障がい者（児）やそのご家族などからのご相談にお応えするとともに、地域の方や関係機関とも連携し、適切なサービス・支援につなげていきます。

また、県身体障害者相談センター等の広域的な相談に対応している機関の機能を活用し、複雑・多様化する市民の相談等に対し、適切な対応の促進を図ります。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	障がい者とその家族が抱える生活課題や支援ニーズに対し、迅速かつ包括的な相談支援を提供します。専門職や地域資源との連携を強化し、個々の状況に応じた適切な支援を実現します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい者とその家族が安心して相談できる専門窓口の整備 ■ 医療、福祉、教育、自立相談支援機関と連携し、複雑な課題にも対応可能な体制の構築 ■ 多機関協働で支援方針を検討する「重層的支援会議」を定期的に開催
目指す効果	障がい者とその家族が安心して利用できる相談支援体制を整備し、多機関協働による迅速かつ包括的な支援を実現します。

ウ. 子ども・子育てに関する相談支援の充実

【地域福祉計画の方向性】

子ども家庭センター、地域子育て支援センター、保育所（園）・幼稚園・認定こども園、主任児童委員等が連携し、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない包括的な相談支援を推進し、適切なサービス・支援につなげていきます。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	子どもや子育て家庭が抱える多様な課題に対応するため、迅速で包括的な相談支援体制を整備します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもや保護者が気軽に相談できる専用窓口設置の検討 ■ 支援が必要なケースに対し、多機関が連携して対応策を検討する重層的支援会議の開催 ■ 地域住民が子育て家庭を支える活動の推進
目指す効果	子どもや子育て家庭が気軽に相談できる体制を整備し、多機関協働による迅速で包括的な支援を実現します。

工. 地域住民による相談支援の充実

【地域福祉計画の方向性】

民生委員児童委員などの役職者だけでなく、できる限り多くの地域住民が「我が事」として、身近な地域で、福祉的な支援が必要な人を相談支援に結びつける活動を展開することが重要であり、その活性化を図ることで、地域における見守り体制を充実させ、早期に生活課題を発見し、適切かつ迅速に対応するように努めます。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	地域住民が相談支援者としての役割を担うことで、地域課題の早期発見や解決につなげる仕組みを構築します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民生委員児童委員や福祉協力委員と連携し、見守り活動を通じて相談につなげる仕組みの構築 ■ 地域住民が課題を共有し、解決策を話し合う「住民座談会」の定期開催 ■ 支援者同士のネットワークを構築し、相互に情報を共有できる環境の整備
目指す効果	地域住民が主体的に相談支援に関与し、見守りと相談支援の体制が強化されます。

オ. 相談支援の「包括化」の推進

【地域福祉計画の方向性】

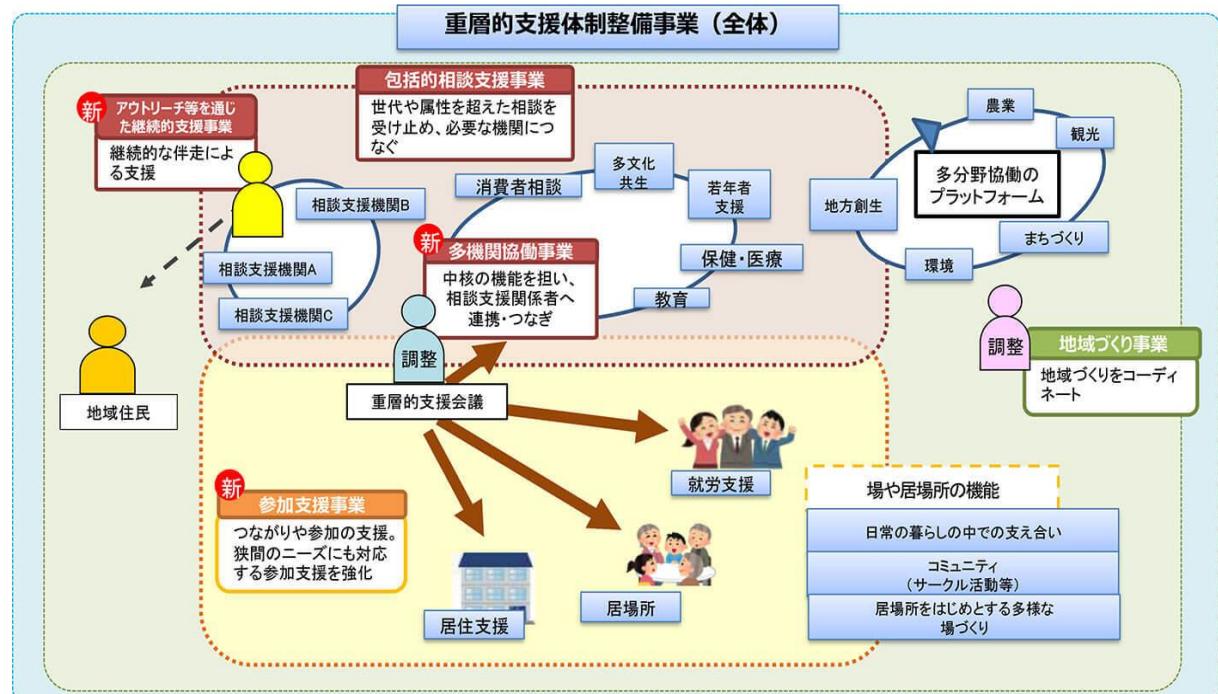
相談者本人のみならず、育児、介護、障がい、困窮などその属する世帯全体の複合的・複雑化したニーズに対応するため、本市において、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制」を整備し、その中で相談支援の「包括化」の推進を図って行きます。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	相談支援の包括化を進めることで、多様な課題を抱える人々に対し効率的かつ効果的な支援を提供します。重層的支援体制整備の中核として、多機関協働を推進し、支援対象者の複合的なニーズに対応できる仕組みを構築します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者、障がい者、子育て家庭、地域住民に共通する課題に対応できるワンストップ窓口の設置 ■ 分野ごとの支援情報を重層的支援会議で統合的に共有し、包括的な支援計画の作成 ■ 住民や関係者が相談支援体制を理解し、活用できるよう啓発活動の実施 ■ 関係機関や市福祉事務所を中心に、福祉、医療、教育など多機関が連携する基盤の整備 ■ 関係機関同士の意見交換会の定期的実施

目指す効果	相談支援が包括化され、多機関協働による効率的かつ的確な支援体制が整備されます。重層的支援体制を通じて地域全体で支え合う仕組みが強化され、支援対象者の生活の質が向上します。
-------	---

重層的支援体制の「包括化」のイメージ



資料：厚生労働省 令和2年度地域共生社会の実現に向けた自治体等研修資料

【基本目標2】地域共生社会を支えるつながる安心づくり

【施策1】小地域福祉活動の活性化

身近な地域で住民が集い、語らうことは、生活課題の解決のきっかけとして重要であり、気軽に集い、語らえる場や仕組みづくりを促進していきます。

地域住民の中には、体が不自由になったり、心がふさぎこんだりして、集い、語らうことが少なかったり、閉じこもりがちになっている人がいます。こうした人たちが気軽に集い、語らえる場や仕組みを提供し、楽しく活動的に日々の生活が送れるよう、支援していきます。

ア. 住民自治活動・小地域福祉活動の活性化

【地域福祉計画の方向性】

本市では、支所の単位である市内6地区に公民館・地区館があり、さらに小字レベルで自治公民館と区福祉推進会があります。活動場所の提供や、財政支援などにより、こうした住民自治活動・小地域福祉活動の活性化を図ります。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	住民自治活動や小地域福祉活動を活性化し、地域内での支え合いや課題解決を促進することで、持続可能な地域共生社会を実現します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域課題を共有し、解決策を住民と共に考える「住民座談会」の定期開催 ■ 自治公民館や地域サロンを拠点に、小地域単位での福祉活動の推進 ■ 活動負担を軽減するための役割分担を見直し、住民が無理なく参加できる体制の整備 ■ 地域住民が活動の意義を理解し、積極的に参加するための啓発資料の作成
目指す効果	地域住民が主体的に小地域福祉活動に参加し、支援体制が整備されることで、住民同士のつながりが強化され、地域全体で支え合う文化が醸成されます。

イ. ふれあい・いきいきサロンの活性化

【地域福祉計画の方向性】

地域住民と福祉推進会役員（区長・民生委員・児童委員・福祉協力委員）が世話人となり、高齢者が週1回～2か月に1回程度、気軽に集い、ゆったりと過ごす「ふれあい・いきいきサロン」は、市内45箇所で自主運営されています。市では、一部のサロンに市有施設を提供する程度の関わりとなっていますが、その継続・発展にあたって可能な支援を検討していきます。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	高齢者や地域住民が気軽に集い、交流できる「ふれあい・いきいきサロン」を活性化し、孤立防止や介護予防を推進します。地域の健康づくりや生きがいづくりを通じて住民のつながりを強化し、共助の文化を育みます。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域住民が参加しやすい場所を拠点とし、新たなサロンの立ち上げの支援 ■ 健康づくりや介護予防を目的とした百歳体操や脳トレーニングの導入 ■ 他の地域のサロンを見学する機会を設け、運営の工夫や成功事例の共有 ■ サロンの成果や活動内容を広報誌やSNSで発信し、住民の関心を喚起
目指す効果	ふれあい・いきいきサロンが地域に根付き、参加者が増加することで、住民の交流が深まり、孤立防止や健康維持が促進され、共助の文化が醸成されます。

ウ. 介護予防やひきこもり防止のための集いの取り組みの推進

【地域福祉計画の方向性】

西都市には、介護予防やひきこもり防止のための身近な地域での集いの場として、「みんなのデイサービス事業」の活動があり、取り組みの継続・発展を図ります。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	高齢者や障がいのある方等が社会とのつながりを保ちながら、健康的で自立した生活を送れるよう、介護予防やひきこもり防止を目的とした集いの場を推進します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ みんなのデイサービス事業では、脳トレーニングや軽運動など、認知機能や身体機能の維持・向上を目的としたプログラムの強化 ■ 自治公民館や地域サロンを拠点に、住民が気軽に集まれる場の増設 ■ 高齢者が集いの場に参加する意義を伝える啓発活動の展開
目指す効果	特性に応じたプログラムを推進し、地域特性を活かした持続可能な支援体制を構築します。

【施策2】市民活動・ボランティア活動の活性化

市民活動・ボランティア活動は、自身が暮らす社会で起こっている生活課題に対して、自身の力で自発的・主体的に解決していくとする行動です。活動を通じて、地域の生活課題の改善・解決そのものが期待されますが、効果はそれにとどまらず、社会貢献意識を感じることで、活動する者自身の心身の健康や心の充足にも寄与します。

市民の自主性・主体性を尊重しながら、多様な市民活動・ボランティア活動の活性化を図ります。

ア. 市民活動・ボランティア活動への参加促進と連携強化

【地域福祉計画の方向性】

市民活動・ボランティア活動は、福祉分野のみならず、学習・スポーツや環境、防災など、様々な分野の活動があり、市では、市民課を中心にそれぞれの課等で育成を図っています。府内各課と市内の各団体が連携しながら、多様な市民活動・ボランティア活動への参加を促進していきます。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	市民活動やボランティア活動への参加を促進し、地域住民が主体的に地域課題に取り組む意識を高めます。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ボランティアセンターの機能を拡充し、活動希望者と受け入れ先のマッチング ■住民や団体からの相談に応じた活動提案やサポートの実施 ■短時間・単発の活動から継続的なプロジェクトまで、多様な参加形態の提案 ■地域イベントや SNS を活用した市民活動・ボランティア活動の魅力を伝えるキャンペーンの展開
目指す効果	市民活動やボランティア活動への参加が促進され、地域全体の支え合いが強化されます。ボランティアセンターの効率的なマッチングや団体間の連携により、地域課題への取り組みが活性化します。

イ. 市民活動・ボランティア活動の拠点の充実

【地域福祉計画の方向性】

本市の市民活動・ボランティア活動の拠点は、「市民活動支援センター」と位置づける「生きがい交流広場」のほか、「総合福祉センター」、公民館・地区館、図書館、自治公民館などがあります。市民が安全・快適に市民活動・ボランティア活動を行えるよう、こうした活動拠点の適正な維持管理を行います。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	市民活動やボランティア活動を支える拠点を整備し、活動者が活発に取り組める環境を提供します。総合福祉センターを中心に、多機能な支援拠点として活用し、地域全体の連携と支援体制を強化します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■総合福祉センターの活動スペースや会議室の利用の促進 ■拠点の利用方法や活動内容を広報誌や SNS を通じて周知し、市民の参加意識を向上
目指す効果	相談窓口機能を強化し、市民が参加しやすい柔軟なプログラムを提供し、地域全体で支え合うネットワークを形成します。

ウ. 生活支援を必要とする人へのボランティア活動の活性化

【地域福祉計画の方向性】

ゴミ捨て、買い物支援、移送など、日常生活の多様な場面で支援が必要な人を支えるボランティア活動の活性化を図ります。既存の活動について、市社会福祉協議会を通じた支援に努めるとともに、「生活支援体制整備事業」等を活用した新たなニーズへの対応について、検討していきます。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	生活支援を必要とする人々に対して、ボランティア活動を通じた支援を強化します。 住民が支援活動に参加しやすい仕組みを整え、地域全体で支え合う文化を育みます。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 家事援助や外出支援など、生活に密着したボランティア活動の担い手を育成する講座の開催 ■ 高齢者や障がい者支援に必要な実践的なスキルの提供 ■ 生活支援ボランティアの重要性を伝えるため、成功事例や支援活動を広報誌やSNSで発信 ■ 新規ボランティア参加者を呼び込むための啓発キャンペーンの展開
目指す効果	ボランティア養成講座や若年層向けの短期プログラムを実施し、各関係機関との連携のもと、地域全体で支える仕組みを構築します。

【施策3】災害に強い地域づくりの推進

誰もが安全に安心して地域で暮らせるよう、地域ぐるみの防災活動を進めます。特に、高齢者や障がい者など、災害時等に配慮が必要な住民に対し、近隣住民による日頃からの見守りネットワークづくりを進めます。

ア. 避難行動要支援者への支援ネットワークづくりの推進

【地域福祉計画の方向性】

ご本人の承諾のもと、事前登録を通じて、避難行動要支援者の状況を区長、消防団員、民生委員、児童委員、自主防災組織等が日頃から把握し、災害時に必要な支援が行えるネットワークづくりを進めます。避難行動要支援者名簿は、民生委員児童委員協議会や地域包括支援センターの活動を通じて定期的な更新に努めます。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	避難行動要支援者が災害時に迅速かつ適切な支援を受けられるよう、地域内での支援ネットワークを構築します。関係機関や地域住民が連携し、平時からの準備を通じて災害に強い地域づくりを目指す。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■避難行動要支援者名簿の整備と更新への協力 ■支援対象者一人ひとりに対応した個別避難計画作成に向けた支援 ■民生委員児童委員、福祉協力委員、消防団、自主防災組織など地域の担い手と連携し、支援ネットワークの形成 ■支援ネットワークを活用した避難訓練の実施
目指す効果	避難行動要支援者が適切な支援を受けられるネットワークが構築され、地域住民と関係機関の連携により災害時の迅速かつ円滑な対応が実現します。

イ. 自主防災力の強化**【地域福祉計画の方向性】**

南海トラフ巨大地震等の大規模災害の際に、地域住民が協力して適切な自主防災活動が行えるよう、自主防災組織の育成、防災訓練の充実、避難所運営体制の強化などに努めます。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	市社会福祉協議会が担う災害ボランティアセンターの機能を強化し、地域全体で支え合う防災体制を構築します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■災害ボランティアセンターを含む防災訓練を定期的に実施し、地域全体での協力体制の確認 ■訓練結果を基に課題を洗い出し、対応力の強化 ■災害時に円滑に運営できるよう、災害ボランティアセンターのマニュアルの整備・更新 ■平時から地域住民、事業所、団体との連携を深め、スムーズな対応が可能な体制の構築
目指す効果	災害ボランティアセンターの役割を周知し、地域資源を活用した防災力向上を目指し、住民の防災意識を高めます。

【施策4】公的福祉サービスの安定的な提供

介護保険サービス、障がい福祉サービスなど、福祉サービスについて、それぞれの分野別計画に基づき、充実を図るとともに、全国統一のサービスメニューだけでは対応できない制度のはざまへの対応や、複合化・複雑化した福祉課題の解決を図るために、ニーズに応じた柔軟な制度・サービスの構築に努めます。

ア. 高齢者介護福祉サービスの充実

【地域福祉計画の方向性】

高齢者が要介護状態や認知症等になっても、安心していきいきと地域で暮らしていけるよう、介護保険制度に基づく介護サービス等の充実を図ります。とりわけ、地域包括ケアシステムの強化に向け、在宅医療・介護連携と認知症施策の推進に努めます（詳細は、西都市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に登載）。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護福祉サービスの質と量を向上させます。特に認知症高齢者への支援を強化し、地域全体で支える体制を構築します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■介護スタッフの確保を目的とした人材育成プログラムの検討 ■地域包括支援センターを中心に、相談窓口の機能の強化 ■医療機関や福祉団体、行政機関と連携し、複雑な課題にも対応可能な体制の構築 ■認知症カフェや家族支援プログラムを地域で実施し、認知症の理解とサポート体制の強化
目指す効果	住民が主体的に予防活動に参加できる環境を整備し、地域支援力を向上させます。

イ. 障がい福祉サービスの充実

【地域福祉計画の方向性】

市との協力体制が強化され、利用者ニーズに応じた柔軟なサービス提供を推進します。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	障がい者が地域で安心して自立した生活を送れるよう、居宅介護や相談支援を中心とした福祉サービスの質を向上させます。積極的なアウトリーチ支援を展開し、基幹型相談支援事業所との連携を強化することで、地域全体で支える仕組みを構築します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■障がい者のニーズに応じた柔軟な居宅介護サービスの提供 ■相談支援事業では、積極的なアウトリーチ支援を展開し、支援が必要な人に直接アプローチ ■基幹型相談支援事業所と密に連携し、複雑な支援ニーズにも迅速かつ適切に対応 ■地域全体で支える包括的な支援ネットワークの整備
目指す効果	障がい者が安心して生活できる福祉サービスが充実し、アウトリーチ支援や基幹型相談支援事業所との連携を通じて相談支援の質が向上します。地域全体で支え合う体制が強化されます。

ウ. 子ども・子育て支援サービスの充実

【地域福祉計画の方向性】

子どもたちが元気に育ち、保護者が子育て不安に悩むことなく、安心して子育てができるよう、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援サービス等の充実を図ります。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	重層的支援体制構築に向けて、子ども・子育て家庭が抱える課題に対応する支援体制を整備します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■市や関係機関との連携強化 ■地域住民が主体となって子育てを支える仕組みづくりの推進 ■総合福祉センターを活用した子育てイベントや講座の実施
目指す効果	子育て家庭が相談しやすい環境が整備され、迅速で包括的な支援が提供されます。重層的支援体制の一環として地域全体で子ども・子育てを支える仕組みが構築されます。

工. 保健・健康づくり事業の充実

【地域福祉計画の方向性】

市民が自分の健康状態や健康づくりに关心を持ち、バランスよい食生活、適度な運動などを行って、健康増進に一層努める地域社会をめざして、食生活改善推進協議会等の協力を得ながら、保健・健康づくり事業の充実を図ります。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	介護予防や生活習慣病の予防を推進するため、地域に密着した保健・健康づくり事業を充実させます。総合福祉センターの利活用を強化し、住民が日常的に健康を意識できる環境を整備します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■サロン等で取り組んでいる「百歳体操」を引き続き支援し、高齢者の身体機能の維持・向上を図る ■総合福祉センターの利活用を促進し、入浴施設の利用を通じたリフレッシュと健康維持の推進 ■総合福祉センターに健康器具（ウォーキングマシンや筋力トレーニング器具など）を設置し、住民が自由に利用できる環境の整備
目指す効果	住民の健康維持と介護予防が進み、総合福祉センターが健康づくりの拠点として活用されます。地域全体で健康意識が高まり、交流と支え合いが促進されます。

オ. 生活困窮者支援の充実

【地域福祉計画の方向性】

生活困窮者に対し、民生委員児童委員、ハローワーク、「みやざき安心セーフティネット事業」参加機関などと連携し、自立支援プランを立て、就学援助などによる経済的支援、就労支援、住宅確保支援等を計画的に行う生活困窮者自立支援事業を推進するとともに、健康で文化的な生活を送るための社会保障として、生活保護の適正給付を図ります。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	生活困窮者が早期に必要な支援を受け、自立した生活を送れるように支援体制を強化します。地域全体で生活困窮者を見守り、支える仕組みを構築し、生活の安定を目指します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支援が必要だが相談に来られない人々への積極的なアウトリーチ活動の実施 ■ 支援が必要な家庭を早期に発見し、適切な支援につなげる仕組みの構築 ■ 生活困窮者が利用可能な制度やサービスの情報を共有し、効果的に活用 ■ みやざき安心セーフティネット事業や西都市フードバンク事業を活用し、緊急支援を迅速に提供
目指す効果	生活困窮者が必要な支援に早期につながり、自立した生活を送れる環境が整備されます。また、地域全体で見守りと支え合う仕組みが確立され、孤立が防止されます。

【施策5】権利擁護の推進

虐待や暴力、差別などの人権侵害を早期に発見し、関係者・関係機関が連携しながら、適切な相談支援を行い、解決にあたる擁護体制の充実に努めます。また、判断能力が不十分な状態であっても、地域で自立して暮らしていくよう、民法上の成年後見人制度や日常生活自立支援事業等の利用促進を図ります。

ア. 人権啓発・人権教育の推進

【地域福祉計画の方向性】

人権尊重意識の高揚を図るため、保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校、事業所、さらには行政機関などでの人権啓発・教育を継続的に推進するとともに、人権擁護委員をはじめ、関係者・関係機関が連携しながら、適切な相談支援を行うなど、人権問題の解決に向けた施策の推進を図ります。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	住民一人ひとりが人権を尊重し合う地域社会を実現するため、人権啓発や教育を推進します。特に地域住民や関係機関が人権意識を高めることで、差別や偏見のない地域づくりを目指す。
----	--

内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民生委員児童委員や福祉協力委員など、地域で活動する人々を対象に人権擁護研修の実施 ■ 教育委員会や各学校と連携し、児童・生徒を対象とした人権教育の実施 ■ 市が主催する人権啓発関係会議に積極的に参画し、地域の課題に即した取り組みの推進
目指す効果	地域住民や関係者の人権意識が高まり、差別や偏見のない地域社会が実現します。 世代を超えて人権尊重の意識が広がる。

イ. 虐待防止の推進

【地域福祉計画の方向性】

民生委員児童委員や保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校、福祉施設など、関係機関によるネットワークを強化し、高齢者、障がい者、子ども等への虐待や配偶者等暴力等の未然防止と、早期発見、早期対応に努めます。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	高齢者や子ども、障がい者を含むすべての住民が安全に暮らせる地域社会を実現するため、虐待の早期発見・対応・防止に向けた体制を強化します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市社会福祉協議会内に設置した虐待防止委員会の活動の推進 ■ 虐待発生時の迅速な対応マニュアルを整備し、定期的に見直しの実施 ■ 虐待防止に関する住民向けの講座や情報提供の実施 ■ 広報誌や SNS を通じて、虐待のサインや相談窓口について周知
目指す効果	虐待が早期に発見され、迅速で適切な対応が実現します。地域全体で虐待防止意識が高まり、支援ネットワークによる未然防止が進む。

ウ. 判断能力が不十分な方への支援の推進

【地域福祉計画の方向性】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な方の金銭管理や福祉サービス等の利用支援に対して、成年後見人制度をはじめ、様々な支援制度の活用を促進していきます。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	判断能力が不十分な方が安心して暮らせる地域社会を実現するため、適切な意思決定支援や生活支援を提供します。日常生活自立支援事業、法人後見事業や西都市成年後見支援センターの活動を通じて、包括的な支援体制を構築します。
----	--

内容	<ul style="list-style-type: none"> ■日常生活自立支援事業を通じて、必要な日常的なサポートを提供し、利用者の自立を支援 ■法人後見人等として利用者の財産管理や意思決定支援を適切に実施 ■成年後見制度利用促進の中核機関として、相談窓口や広報活動を充実させる ■市民後見人の育成と推進 ■成年後見制度や意思決定支援の重要性を広く住民に伝える啓発活動の実施
目指す効果	判断能力が不十分な方が適切な支援を受けられる環境が整い、市民後見人や法人後見事業、西都市成年後見支援センターの活動が活性化します。地域全体で支える体制が強化され、成年後見制度の利用が促進されます。

【基本目標3】多様な課題に応える重層的支援体制の構築

【施策1】多様な地域課題への対応

人口減少、少子高齢化などにより、社会構造が大きく変化しており、交通弱者、買い物難民、中高年の引きこもりなど、新たな地域課題が生じています。制度のはざまの複合化・複雑化した福祉課題の解決を図るため、産業分野などまちづくりの各分野の事業主体の参画を得ながら、多様なニーズに応じた柔軟な制度・サービスの構築に努めます。

ア. 事業所等による地域貢献の促進

【地域福祉計画の方向性】

社会福祉法人などの公共的団体のみならず、営利企業等においても、新たな地域課題に対応するための各種貢献事業が行いやすいよう、関係機関が連携しながら、仕組みづくりを進めます。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	事業所や団体が地域福祉活動に積極的に参加し、地域課題の解決に寄与する仕組みを構築します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■社会福祉法人連絡会を定期開催し、情報共有と活動の調整を図る ■事業所の特性を活かした支援内容の設計 ■事業所や団体を対象に、地域課題や福祉活動の必要性を共有する説明会や勉強会の開催
目指す効果	事業所や団体が地域福祉活動に積極的に参加し、多様な課題解決が進みます。地域全体で連携する持続可能な支援体制が構築され、住民福祉が向上します。

イ. 交通弱者・買い物難民への支援方策の検討

【地域福祉計画の方向性】

本市の公共交通は、宮崎市と西都市中心市街地を結ぶ路線バス、市内各地域を結ぶコミュニティバス、デマンド型乗合タクシーがあります。

今後も人口減少に伴う旅客減は避けられない中で、これらの維持確保を図るとともに、高齢化に伴う運転免許証返納の機運の高まりがみられる中、交通弱者・買い物難民への多様な支援方策を継続的に検討していきます。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	交通弱者や買い物難民が抱える課題を解決し、地域住民が安心して生活できる環境を整えます。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域住民が運転手を担う移動支援サロンの試験運行を検証し、持続可能なモデルの構築 ■ 地域内での乗り合いや送迎サービスの活用の促進 ■ 社会福祉法人や地域事業者と連携し、車両や運転手の確保に取り組む ■ 地域住民同士の助け合いを促進するワークショップや説明会の実施
目指す効果	交通弱者や移動の問題で買い物に困る市民が、移動や買い物に安心してアクセスできる仕組みが整備されます。地域全体で支え合いの輪が広がり、持続可能な支援モデルが構築されます。

ウ. 「共生型サービス」の実施促進

【地域福祉計画の方向性】

福祉サービスについては、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、介護保険、障がい福祉、子ども・子育て支援といった制度の垣根をなくし、高齢者や障がい児・者等が共に利用できる「共生型サービス」の促進を図ります。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	高齢者、障がい者、子どもなど多様な住民が共に利用できるサービスを推進することで、地域全体で支える共生社会を実現します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 共生型サービスの意義やメリットについて地域住民や事業者へ周知するための説明会や広報活動の実施 ■ 複数のサービスを一体的に提供する仕組みを検討し、利用者の利便性の向上 ■ 総合福祉センターを拠点として、高齢者や障がい者が利用できる入浴サービスや買い物支援の提供
目指す効果	高齢者や障がい者を含む多様な住民が共生型サービスを利用できる環境が整い、総合福祉センターが地域福祉の拠点として活用されます。

「共生型サービス」

- ① 生活介護を利用する障がい者が 65 歳以上になっても、使い慣れたサービスの利用を継続できるよう、生活介護事業所が介護保険の通所介護事業所となる
- ② 身近な短期入所が受けられるよう、介護保険の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）での 65 歳未満の障がい者の受け入れを行う

工. 「サービスの総合化」の取り組みの推進

【地域福祉計画の方向性】

高齢者介護や障がい福祉等の福祉サービスが大きく発展する一方、制度のはざまでサービスが受けられない人や、複合化・複雑化した福祉課題に悩む人が少なくないことから、制度や実施主体の垣根にとらわれない「サービスの総合化」に向け、研究を進めています。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	地域住民の多様で複合的な課題に対応するために、福祉、医療、教育などが連携し、一体的にサービスを提供する仕組みを構築します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉、医療、教育機関との密接な連携を図り、個別ケースへの包括的な対応の実現 ■ 地域住民が複数の機関を回ることなく相談できる、ワンストップ窓口の整備
目指す効果	福祉、医療、教育が連携した包括的な支援体制が整備され、地域住民が必要なサービスに迅速かつ効率的にアクセスできる環境が実現します。

【施策 2】担い手・財源の有効活用方策の検討

地域福祉の現場では、人口減や高齢化から、「メンバーの固定化」「代表者が長期間在任する」「活動に変化がない」「資金不足」などの問題が顕在化しています。近接する団体や、目的が類似する団体の思い切った再編の促進や、遊休施設の有効活用、担い手のすそ野の拡大、財源確保への支援などを行い、地域福祉活動の活性化につなげていきます。

また、介護・福祉サービスの現場では、担い手不足が深刻化しており、指定、指導監査などに関する事務負担の軽減を促進するとともに、A I、ロボットの活用や外国人材の受け入れなどを促進し、労働生産性の向上を図っていきます。

ア. 住民自治・地域福祉団体の取り組みの促進

【地域福祉計画の方向性】

本市では、小字単位相当の区、自治公民館、区福祉推進会、支所単位相当の地域づくり協議会、公民館・地区館、全市単位の市民活動支援センター、ボランティアセンターといった段階ごとの住民自治・地域福祉団体の組織化がなされています。所管が市民課、総務課、社会教育課、福祉事務所等と分かれる中で、地域住民自らが住みよい地域づくりを進めるために、地域の実情に応じた取り組みを促進していきます。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	地域内の自治組織や福祉団体を効率的に再編し、地域資源を有効活用することで、住民自治と地域福祉活動の持続可能性を高めます。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域福祉活動を支える既存の団体や組織の現状を調査し、役割や機能の重複を整理 ■ 再編の必要性を共有するための意見交換会や説明会の開催 ■ 座談会やワークショップを通じて、住民意識の醸成と協力体制の強化を図る
目指す効果	地域資源が効率的に活用され、再編後の組織が持続可能で地域課題に迅速に対応できる体制が整います。

イ. 施設の有効活用の促進

【地域福祉計画の方向性】

公共公益施設は、整備・拡充の時代から、再編・長寿命化の時代に移行しており、住民自治・地域福祉活動に必要な施設の再編・長寿命化を図り、有効活用に努めます。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	西都市総合福祉センターを多機能的に活用し、地域住民が必要とする福祉サービスや交流の場を提供します。施設運営の効率化と持続可能性を高めます。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者や障がい者が利用しやすい入浴サービスや健康器具の設置の推進 ■ 地域住民が気軽に参加できる講座やイベント ■ 地域福祉活動の拠点として位置づけ、住民や団体の交流の場として活用 ■ 広報誌や SNS、地域イベントを活用して施設の魅力を発信し、利用者を増加
目指す効果	指定管理施設（地域福祉センター及び老人福祉センター）での新たな事業を創出し、施設の有効活用に努めます。

ウ. 財源の確保

【地域福祉計画の方向性】

住民自治・地域福祉は、市民が安心して地域で暮らし続けるために重要な施策分野であることから、各種交付金事業等を活用しながら、財源の確保に努めます。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	地域福祉活動を持続的に展開するため、安定した財源を確保する仕組みを構築します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民間助成や公益財団からの助成プログラムを積極的に調査・申請 ■ 活動報告を通じて透明性を確保し、協力者（寄付者）との信頼関係の構築 ■ 地域福祉活動の重要性を行政にアピールし、予算措置や補助金の継続的な確保を要請
目指す効果	透明性を持った運営を行い、地域全体の信頼を得られる体制を構築します。

工. 介護福祉サービス事業所の労働生産性の向上

【地域福祉計画の方向性】

介護福祉サービス事業所における人材の有効活用を図るため、県など関係機関と連携し、指定、指導監査などに関する事務負担の軽減を促進するとともに、A I、ロボットの活用や外国人材の受け入れなどを促進し、労働生産性の向上を図っていきます。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	介護福祉サービス事業所の労働生産性を向上させることで、限られた人材や財源を有効活用し、利用者へのサービス提供の質と持続可能性を確保します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者情報をデジタル化し、スタッフ間での共有を迅速化 ■ ケアの質を向上させるための研修や勉強会を定期的に実施 ■ ワークライフバランスの向上を目指し、柔軟な勤務形態や福利厚生の充実を図る
目指す効果	業務効率化と働きやすい環境整備により、介護福祉サービスの質と持続可能性が向上し、地域住民のニーズに応える体制が整います。

【施策3】多分野・多職種協働の体制づくり

生活課題の複雑化や複合的な問題の発生に対応していくため、福祉、保健、教育、住民自治、産業振興など、各分野でそれぞれの課題に取り組むこれまでのあり方を基本にしつつ、地域住民、住民自治・地域福祉団体、N P O・ボランティア団体、福祉事業者、企業、関係団体・機関により、機動的に多分野・多職種協働の施策推進を図ります。

ア. 地域での多分野・多職種協働の体制づくり

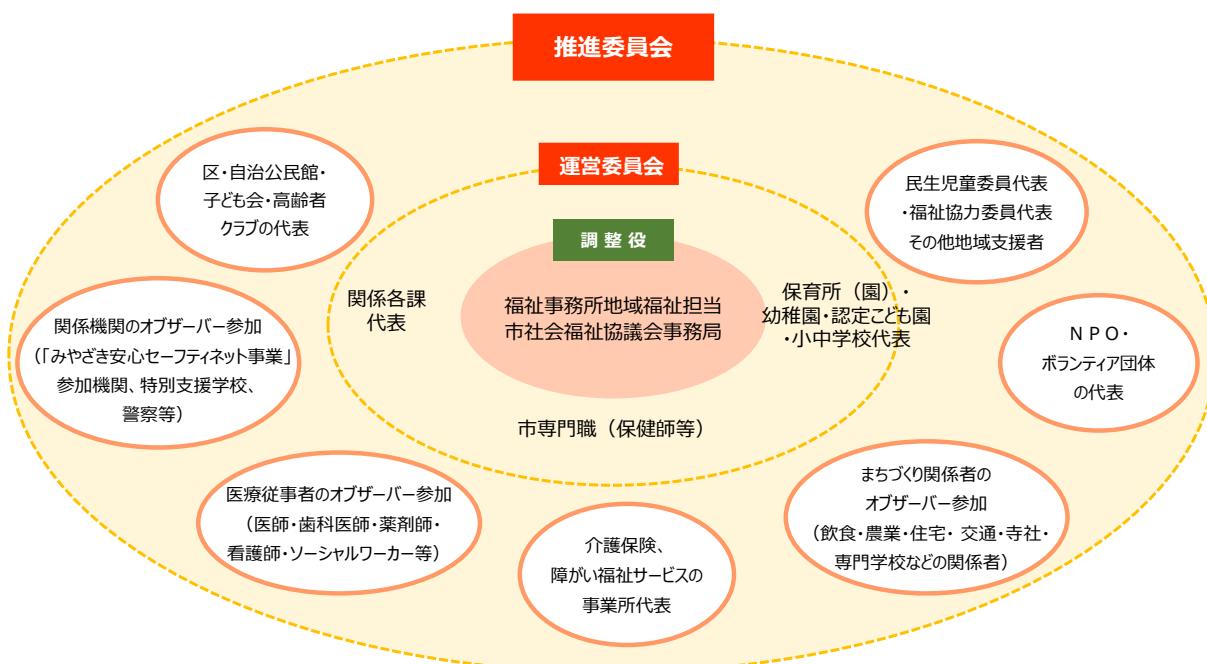
【地域福祉計画の方向性】

介護保険制度による地域ケア会議や、障がい者総合支援制度による障がい者自立支援協議会をモデルに、地域福祉を推進するための多分野・多職種協働の協議体を設置・運営します。協議体は、福祉事務所地域福祉担当と市社会福祉協議会事務局を調整役に、庁内各課代表等による運営委員会と、地域住民や福祉サービス事業所の代表等による推進委員会という構成とし、案件により、所属する構成員が柔軟に参加・協議する組織体として運営する体制づくりに努めます。

【地域福祉活動計画の方向性】

目的	地域の福祉、医療、教育、行政など多分野・多職種が連携し、一体となった支援体制を構築することで、住民の多様なニーズに迅速かつ適切に対応します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■定期的な意見交換会や連携会議を実施し、課題共有と解決策の検討を進める ■高齢者、障がい者、子育て世帯など、特定の課題を抱える住民への包括的な支援プランの作成 ■分野を超えた多職種チームによる事例検討や支援方針の策定を行う ■地域住民が多分野・多職種の連携活動に参加しやすい仕組みの構築
目指す効果	地域での多分野・多職種連携が進み、住民が迅速かつ適切な支援を受けられる環境が整い、地域全体で課題解決に取り組む体制が強化されます。

【多分野・多職種協働の協議体のイメージ（例）】



5 市民の役割と数値目標

本計画では、市民や住民自治・地域福祉団体、NPO・ボランティア団体、福祉事業者の役割とともに、以下の数値目標を掲げます。

【基本目標1】地域共生社会の実現に向けた体制づくり

① 「我が事」意識の醸成

市民の役割	住民自治・地域福祉団体の役割
◆福祉に関する学習の推進	◆福祉に関する学習の推進
NPO・ボランティア団体の役割	福祉事業者の役割
◆市民への啓発	◆市民・職員への啓発

【数値目標】

項目	R6年度 見込み	R7年度 目標	R8年度 目標	R9年度 目標	R10年度 目標	R11年度 目標
SNSや広報活動を通じての 情報発信数	20	40	60	80	100	120

② 人材の育成と相談・支援機関等のネットワーク化

市民の役割	住民自治・地域福祉団体の役割
◆担い手としての参画	◆人材育成への協力
NPO・ボランティア団体の役割	福祉事業者の役割
◆人材育成への協力	◆人材育成への協力

【数値目標】

項目	R6年度 見込み	R7年度 目標	R8年度 目標	R9年度 目標	R10年度 目標	R11年度 目標
認知症サポーター養成者数（累計） (人)	4,900	5,000	5,100	5,200	5,300	5,400

③ 包括的な相談支援の推進

市民の役割	住民自治・地域福祉団体の役割
◆相談支援の利用	◆相談支援機関の周知と連携
NPO・ボランティア団体の役割	福祉事業者の役割
◆相談支援機関の周知と連携	◆相談支援の実施

【数値目標】

項目	R6年度 見込み	R7年度 目標	R8年度 目標	R9年度 目標	R10年度 目標	R11年度 目標
こども家庭センターを中心とした 相談支援件数	2,400	2,450	2,500	2,500	2,500	2,500

【基本目標2】地域共生社会を支えるつながる安心づくり

① 小地域福祉活動の活性化

市民の役割	住民自治・地域福祉団体の役割
◆活動への参加	◆活動の企画・運営
NPO・ボランティア団体の役割	福祉事業者の役割
◆活動の企画・運営	◆活動への協力

【数値目標】

項目	R6年度 見込み	R7年度 目標	R8年度 目標	R9年度 目標	R10年度 目標	R11年度 目標
地域づくり協議会の活動事業数 (7地区合計) (事業)	84	84	84	84	84	84
介護予防事業の百歳体操の実施 団体数 (団体)	42	44	46	48	50	52

② 市民活動・ボランティア活動の活性化

市民の役割	住民自治・地域福祉団体の役割
◆活動への参加	◆活動の企画・運営
NPO・ボランティア団体の役割	福祉事業者の役割
◆活動の企画・運営	◆活動への協力

【数値目標】

項目	R6年度 見込み	R7年度 目標	R8年度 目標	R9年度 目標	R10年度 目標	R11年度 目標
市民活動支援センターの登録団体数 (団体)	20	21	22	23	23	23

③ 災害に強い地域づくりの推進

市民の役割	住民自治・地域福祉団体の役割
◆自主防災活動への参加・協力 ◆要支援者名簿登録の承諾	◆自主防災活動の企画・運営
N P O・ボランティア団体の役割	福祉事業者の役割
◆自主防災活動への参加・協力	◆自主防災活動への参加・協力 ◆福祉避難所など応急活動への協力 ◆利用者の安全確保

【数値目標】

項目	R6年度 見込み	R7年度 目標	R8年度 目標	R9年度 目標	R10年度 目標	R11年度 目標
自主防災組織の組織率（率）	59.09	60	60	60	60	—

※第5次西都市総合計画に基づいた数値

④ 公的福祉サービスの安定的な提供

市民の役割	住民自治・地域福祉団体の役割
◆サービスの利用	◆サービスの周知の協力
N P O・ボランティア団体の役割	福祉事業者の役割
◆サービスの周知の協力 ◆住民参加型福祉サービスの企画・運営	◆サービスの実施

【数値目標】

項目	R6年度 見込み	R7年度 目標	R8年度 目標	R9年度 目標	R10年度 目標	R11年度 目標
いきいき百歳体操の実施個所数	42	44	46	48	50	52

⑤ 権利擁護の推進

市民の役割	住民自治・地域福祉団体の役割
◆制度・サービスの利用	◆権利擁護活動への参画
N P O・ボランティア団体の役割	福祉事業者の役割
◆権利擁護活動への参画	◆制度・サービスの実施

【数値目標】

項目	R6年度 見込み	R7年度 目標	R8年度 目標	R9年度 目標	R10年度 目標	R11年度 目標
人権教育・男女共同参画に関する研修の開催数 (国・県開催分を含む) (回)	30	30	22	22	22	22

※令和8年度以降は中学校再編に伴う減少

【基本目標3】多様な課題に応える重曹的支援体制の構築

① 多様な地域課題への対応

市民の役割	住民自治・地域福祉団体の役割
－	◆地域での生活支援方策の検討
NPO・ボランティア団体の役割	福祉事業者の役割
◆住民参加型福祉サービス等の実施の検討	◆社会貢献事業の実施 ◆サービスの「総合化」の検討

【数値目標】

項目	R6年度 見込み	R7年度 目標	R8年度 目標	R9年度 目標	R10年度 目標	R11年度 目標
総合福祉センターを拠点とした高齢者等への入浴や買い物支援数	10	40	45	50	55	60

② 担い手・財源の有効活用方策の検討

市民の役割	住民自治・地域福祉団体の役割
－	◆団体の再編の検討
NPO・ボランティア団体の役割	福祉事業者の役割
◆団体の再編の検討	◆人材の有効活用 ◆施策の検討

【数値目標】

項目	R6年度 見込み	R7年度 目標	R8年度 目標	R9年度 目標	R10年度 目標	R11年度 目標
ケアの質を向上させるための研修・勉強会の実施数	0	6	10	12	15	18

③ 多分野・多職種協働の体制づくり

市民の役割	住民自治・地域福祉団体の役割
－	◆協議組織への参画
NPO・ボランティア団体の役割	福祉事業者の役割
◆協議組織への参画	◆協議組織への参画

【数値目標】

項目	R6年度 見込み	R7年度 目標	R8年度 目標	R9年度 目標	R10年度 目標	R11年度 目標
重層的支援体制促進へ向けた連携会議の実施数	1	3	4	4	4	4

第5章 第1次西都市再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

宮崎県内の刑法犯の認知件数は、粗悪犯とその他（独占離脱物横領、公務執行妨害、住居侵入、器物破損等）以外、刑法犯認知件数は微増しています。

犯罪や非行をした人の中には、困窮や疾病、生育環境等、様々な生きづらさを抱え、安定した仕事や住居のない人、高齢者や障がい者など立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。こうした人に対する課題に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関のみならず、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携し協力する必要があります。

こうした中、平成28年12月「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、平成29年12月には国の「再犯防止計画」が策定されました。

宮崎県では、令和2年3月「宮崎県再犯防止推進計画」を策定しています。本市としても基礎的自治体としての役割が極めて重要であり、本計画を策定・推進することにより、地域社会で生活する犯罪をした人等に対する支援推進を図ります。

2 計画の法的根拠と位置づけ

（1）計画の法的根拠

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止計画」として策定します。

再犯の防止等の推進に関する法律

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、地域福祉計画と一体的に作成し、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止計画」を兼ねるものとします。

3 主な取り組み

(1) 保護司、更生保護女性会との連携（福祉事務所）

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

保護司会の活動を支援し、更生保護女性会の活動に協力することにより、再犯防止の推進に努めます。

(2) 社会を明るくする運動（福祉事務所）

保護司会及び更生保護女性会と連携し、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深めるよう、「社会を明るくする運動」を推進します。

(3) 生活困窮者自立支援（実施主体：県 連携・協力：市、市社会福祉協議会）

犯罪や非行をした人に対して、生活困窮者自立支援法に基づき、相談や就労支援等各種連携・協力体制を進めます。

(4) 学校等と連携した児童生徒の非行の未然防止（福祉事務所、教育委員会）

保護司と学校関係者、地区の民生委員児童委員、主任児童委員の連携・協力体制を進めます。

(5) 保健医療・福祉サービスの利用推進（健康管理課、福祉事務所、市社会福祉協議会）

地域包括支援センター、市社会福祉協議会、県地域生活定着支援センターなどと連携し、適切な医療、福祉サービスに繋げるなど地域生活への定着への支援を実施します。

(6) 薬物の乱用防止（健康管理課、福祉事務所）

保健所とも連携し、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。



犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

第74回 社会を明るくする運動

7月は“社会を明るくする運動”
強調月間・再犯防止啓発月間です。

社明 しゃめい

検索



出典：第74回「社会を明るくする運動広報用ポスター（法務省）」

第6章 計画の推進

1 協働による計画の推進

本計画は、前計画からの基本理念を継承し、「みんなで支え合う地域福祉のまち・西都」の実現をめざして、市と市社会福祉協議会との連携のもと、市民、各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者等と連携・協働して、それぞれの役割を果たすことにより取り組んでいくための総合的な指針としてその役割を担っています。

計画の推進にあたっては、地域福祉の担い手である地域住民の主体性を最大限に尊重し、それぞれの取り組みを進めます。

（1）市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。一人ひとりが自分ごととして、自らの地域を知り、考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として、ボランティア等の社会活動に自ら積極的かつ主体的に参画することに努めます。

（2）福祉サービス事業者等の役割

福祉サービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むことが大切です。

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、市民が福祉へ参加するための支援、福祉のまちづくりへの参画に努めます。

（3）市社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進する様々な団体により構成された市社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられ、誰一人として取り残さず安心して暮らせる地域福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

そのため、各事業を推進するにあたり、市と連携のもと SDGs の目標を意識するなかで、地域共生社会の実現に向け、さまざまな地域の関係者や組織・団体と協働する「連携・協働の場」としての役割を担います。

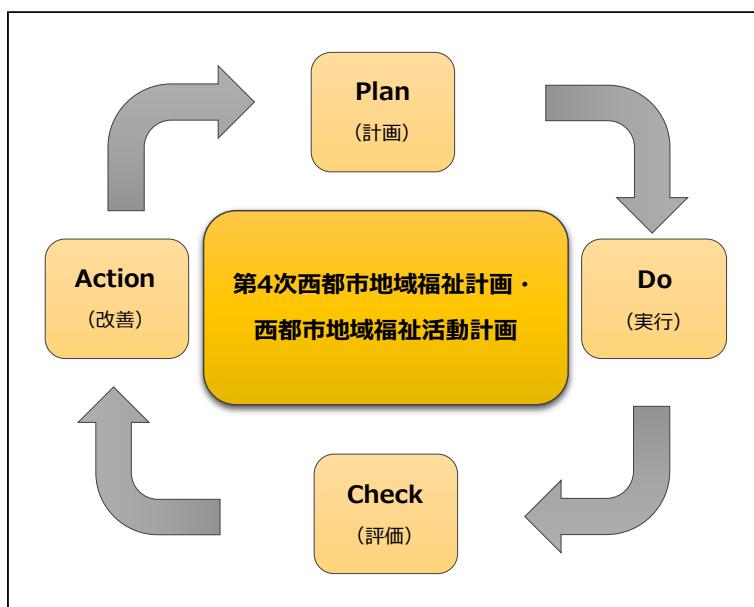
(4) 市の役割

市は、市民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。そのため、市社会福祉協議会やボランティア団体等と相互に連携・協働して、市民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

また、地域福祉の推進にあたっては、全庁的な取り組みが必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策を推進します。

2 P D C Aサイクルによる評価実施

本計画に基づき、地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくために、市の事業や地域活動の取り組みを Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) の4段階を繰り返すことにより施策・事業を継続的に改善するP D C Aサイクルを用いて点検・管理を行います。



3 計画の普及・啓発活動

地域福祉計画の目指す方向性や具体的な取り組みについて、市民や計画に関係する全ての人が共通の理解が持てるよう、広報紙やホームページを通じて、広く市民に周知し、普及に努めます。

4 連携体制の強化

福祉分野のみならず総合的な支援が行えるよう、学校教育、社会教育、防災・防犯、コミュニティ振興、経済（商業振興）など様々な分野における部署との連携を進めるとともに、保健所、児童相談所、警察、家庭裁判所などとの連携を強化します。

また、市民・自治会や各種団体、社会福祉法人や福祉サービス事業者においても地域福祉に関する理解を高め、より多様な主体による地域福祉への参画を促進します。

5 推進体制の強化

本市では、市社会福祉協議会が福祉事業の主要な担い手となっています。今後、福祉ニーズは量的に拡大し、内容としても複雑・多様化していくことが見込まれます。

将来にわたって効率的で安定的な事業運営を行っていくため、既存事業の見直し・改善と新たなサービスの開発を行いながら、財源及び職員体制の強化に努めます。

資料編

1 西都市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要領

(目的)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、本市における地域福祉の推進に関する計画（以下「地域福祉計画」という。）及び社会福祉協議会が呼びかけて、住民・民間が相互協力して策定する住民・民間の活動・行動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）の両計画を協働で策定することを目的として、地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に関する調査及び研究に関すること
- (2) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の立案に関すること
- (3) その他地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長及び市社会福祉協議会長が委嘱する。

- (1) 行政機関の関係者
- (2) 地域福祉に関わる団体等の関係者
- (3) 医療関係者
- (4) その他市長及び市社会福祉協議会長が認める者

(任期)

第4条 委員は、第2条に規定する任務が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。但し、最初に開かれる会議は、市長及び市社会福祉協議会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会は、計画策定のための調査、研究及び必要な資料収集のため、必要に応じて専門部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市福祉事務所及び市社会福祉協議会において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和6年12月1日から施行する。

2 この要領は、西都市地域福祉計画及び地域福祉活動計画の施行の日にその効力を失う。

2 第4次西都市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員名簿

No	区分	所属機関・団体	職名	氏名	備考
1	行政機関関係者	西都市役所健康管理課	課長	大西 静	
2	地域福祉に関わる団体等の関係者	社会福祉法人 西都市社会福祉協議会	副会長	新田 文雄	
3		西都市 民生委員児童委員協議会	副会長	清田 芳弘	
4		西都市 高齢者クラブ連合会	会長	黒川 隆蔵	
5		西都市 区長連絡協議会	副会長	山岡 良治	
6		西都市 自治公民館連絡協議会	会長	原田 美弘	
7		西都市 地域づくり協議会連絡会	代表	米良 広行	
8		西都市 ボランティア連絡協議会	会長	橋田 恒代	
9		特定非営利活動法人 さいと旗たて会	副理事長	志田 武	
10		社会福祉法人信和会 特別養護老人ホーム幸楽荘	施設長	竹田 竜介	
11	医療関係者	西都市西児湯医師会	会長	松本 英裕	
12	その他市長及び 市社会福祉協議会 長が認める者	西都市赤十字奉仕団	委員長	佐々木 玄子	

第4次西都市地域福祉計画・西都市地域福祉活動計画
「第1次西都市再犯防止推進計画」
令和7～11年度

令和7年3月

発行 西都市・西都市社会福祉協議会

西都市福祉事務所

〒881-8501 宮崎県西都市聖陵町2-1

電話：0983-43-1111

西都市社会福祉協議会

〒881-0004 宮崎県西都市大字清水1035番地1

(西都市地域福祉センター内)

電話：0983-43-3160